

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく計画認定等事務取扱要領

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知
制定：令和7年10月1日付け7新食第1519号
改正：令和8年4月7日付け8新食第22号

第1 趣旨

この要領は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行令（平成3年政令第256号。以下「施行令」という。）、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号。以下「規則」という。）、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針（令和7年農林水産省告示第1440号。以下「基本方針」という。）その他関係法令に基づき、法第6条第1項、第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項に規定する安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画、消費者選択支援事業活動計画（以下「安定取引関係確立事業活動計画等」という。）の認定等、法第11条第1項に規定する連携支援計画の認定等の事務について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 安定取引関係確立事業活動計画等の認定等の手続（法第6条から第10条まで関係）

1 安定取引関係確立事業活動計画等の申請方法等

安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けようとする食品等事業者（以下第2において「申請者」という。）は、規則第3条、第6条、第8条又は第10条の規定に基づき、別記様式第1号の申請書に、別記様式第2号の安定取引関係確立事業活動計画等その他必要書類を添付し、当該申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方支分部局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）の長（以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。ただし、次の①から③までのいずれかの場合においては、当該申請書類等を農林水産大臣に提出するものとする。なお、第4の8に規定する食料システム構築計画のみなし措置の適用を受けようとするとき（①に該当する場合を除く。）は、当該申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等（③に該当する場合にあっては、本社の所在地の都道府県を管轄する地方農政局長等）に提出するものとする。

① 申請者が、法第14条に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）からの研究開発設備等の供用やこれに関する専門家の派遣その他必要な協力（以下「研究開発設備等の供用等」という。）、法第16条に規定する株式会社日本政策金融公庫の債務の保証、法第17条に規定する産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の特例又は法第23条第1号に規定する食品等持

続的供給推進機構（以下「推進機構」という。）の債務の保証を受けようとする場合

- ② 当該計画に記載された事業活動に要する経費について国の補助が見込まれる場合（安定取引関係確立事業活動計画又は連携支援計画に基づく国の補助が見込まれる場合にあつては、①又は③のいずれかに該当するときに限る。）
- ③ 当該計画が複数の地方支分部局の管轄区域において行われる事業活動に係るものである場合

2 安定取引関係確立事業活動計画等の認定審査

(1) 認定審査における留意事項

農林水産大臣及び地方農政局長等（以下「計画認定者」という。）は、安定取引関係確立事業活動計画等（法第6条第3項、第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項に規定する措置（以下「関連措置」という。）を含む。3及び4において同じ。）の認定（4による認定された安定取引関係確立事業活動計画等の変更の認定を含む。以下第2の2及び3（3の（5）を除く。）において同じ。）に当たっては、次の①から⑦までに特に留意しつつ、法第6条第5項各号、第8条第5項各号、第9条第5項各号又は第10条第5項各号に適合するか審査を行うものとする。

- ① 安定取引関係確立事業活動計画等の内容が、申請者の行う事業や食品産業を取り巻く環境の変化に応じた具体的な課題に対処しており、基本方針に照らして適切なものとなっていること。
- ② 安定取引関係確立事業活動計画等の内容の整合性がとれており、かつ、実施時期、スケジュール、人員及び経営状況等から見て、当該安定取引関係確立事業活動計画等が円滑かつ確実に実施できるものとなっていること。
- ③ 安定取引関係確立事業活動計画等の目標が、事業活動内容や実施時期等を踏まえた妥当なものとなっていること。
- ④ 安定取引関係確立事業活動計画等を実施するために必要な資金の額が設定されており、かつ、その調達方法が適切であること。
- ⑤ 事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度が確実であると見込まれること。
- ⑥ 必要な書類が全て提出されていること。
- ⑦ その他認定にふさわしくない特段の事情がないと認められること。

(2) 標準処理期間

安定取引関係確立事業活動計画等の認定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間は、45日とする。

(3) 関係機関との連絡調整

- ① 計画認定者は、提出のあった安定取引関係確立事業活動計画等の対象となる事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に対し通知を行うときは、法第6条第6項（法第8条第6項、第9条第7項及び第10条第6項において準用する場合を含む。）に基づき、遅滞なく、別記様式第3号により通知書及び当該申請のあった安定取引関係確立事業活動計画等を送付するものとし、当該事業所管大臣から意見がある場合には、当該意見を書面（電磁的記録によるものを含む。以下同じ。）により受理するものとする。

- ② 計画認定者は、第4に規定する措置（以下「特例措置」という。）の適用に係る安定取引関係確立事業活動計画等の認定の申請を受けたときは、必要に応じ、当該申請をした食品等事業者（関連措置を実施する者を含む。）の了承を得た上で、当該特例措置の関係機関に対して、当該申請に係る安定取引関係確立事業活動計画等を送付して、連絡調整を行うものとする。
- ③ 地方農政局長等（第2の1の①から③までに該当する場合には農林水産大臣）は、申請のあった安定取引関係確立事業活動計画等に中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第10項に規定する経営力向上に関する事項が記載されている場合であって、当該事項が農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものであるときは、法第6条第8項（法第8条第6項、第9条第7項及び第10条第6項において準用する場合を含む。）に基づき、中小企業等経営強化法第73条第4項に規定する大臣（同法第75条第1項の規定により当該大臣の権限を行うこととされた地方支分部局の長を含む。）に別記様式第4号による協議書を送付して協議し、書面によりその同意を得るものとする。
- ④ 農林水産大臣は、申請のあった安定取引関係確立事業活動計画等に産業競争力強化法第2条第17項に規定する事業再編（以下「事業再編」という。）に関する事項又は申請のあった環境負荷低減事業活動に同法第21条の20第2項第2号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応（以下「事業適応」という。）に関する事項が記載されている場合であって、当該事項が農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものであるときは、それぞれ法第6条第9項（法第8条第6項、第9条第7項及び第10条第6項において準用する場合を含む。）又は第9条第6項に基づき、産業競争力強化法第147条第1項第7号又は第9号に定める大臣（同法第148条の規定により当該大臣の権限を委任することとされた地方支分部局の長を含む。）に別記様式第5号又は別記様式第6号による協議書を送付して協議し、書面によりその同意を得るものとする。

3 安定取引関係確立事業活動計画等の認定結果の通知及び公表

(1) 認定の通知

計画認定者は、法第6条第5項、第8条第5項、第9条第5項及び第10条第5項に基づき、安定取引関係確立事業活動計画等の認定をしたときは、申請者に対し、別記様式第7号により、認定通知書を交付するものとする。

(2) 関係機関への通知

- ① 地方農政局長等は、安定取引関係確立事業活動計画等の認定をした場合は、当該認定に係る認定通知書及び安定取引関係確立事業活動計画等を添えて、農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室に通知するものとする。
- ② 農林水産大臣は、安定取引関係確立事業活動計画等の認定をした場合において、当該計画に研究機構の保有する設備等の利用の内容に関する事項が記載されているときは、法第6条第10項（法第8条第6項、第9条第7項及び第10条第6項において準用する場合を含む。）に基づき、遅滞なく、別記様式第8号とともに当該認定に係る認定通知書及び安定取引関係確立事業活動計画等を添えて、研究機構に通知するものとする。
- ③ 計画認定者は、安定取引関係確立事業活動計画等の認定をした場合は、必要に

応じて、関係機関に対して通知するものとする。その際、必要に応じ、当該認定に係る認定通知書及び安定取引関係確立事業活動計画等を添えて行うものとする。

(3) 関係機関への情報提供

計画認定者は、安定取引関係確立事業活動計画等の認定をした場合において、当該安定取引関係確立事業活動計画等の申請者が次の①から③までに定める場合に該当するときには、それぞれ対応する者に対して、当該安定取引関係確立事業活動計画等の認定をした旨の情報提供を行うこととする。その際、必要に応じ、当該認定に係る認定通知書及び安定取引関係確立事業活動計画等を添えて行うものとする。

- ① 法第 15 条並びに沖縄振興開発金融公庫法（昭和 47 年法律第 31 号）第 19 条第 1 項第 4 号及び沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和 47 年政令第 186 号）第 2 条第 6 号に規定する株式会社日本政策金融公庫（沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）による資金の貸付けの措置の適用を受ける場合
当該安定取引関係確立事業活動計画等の申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する公庫の担当支店
- ② 法第 16 条に規定する措置（株式会社日本政策金融公庫による債務の保証）の適用を受ける場合
当該流通合理化事業活動計画の申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する株式会社日本政策金融公庫の担当支店
- ③ 法第 23 条第 1 号に規定する措置（推進機構による債務の保証）の適用を受ける場合
推進機構の長

(4) 不認定の通知

計画認定者は、安定取引関係確立事業活動計画等の認定をしないときは、申請者に対し、別記様式第 9 号により、認定をしない理由を明らかにした上で、その旨を通知するものとする。

(5) 認定の公表

農林水産大臣は、計画認定者が安定取引関係確立事業活動計画等の認定をしたときは、当該計画の概要を農林水産省のホームページにおいて公表するものとする。また、農林水産大臣の認定を受けた安定取引関係確立事業活動計画等（以下「認定安定取引関係確立事業活動計画等」という。）が産業競争力強化法第 23 条第 1 項の認定があったものとみなされるときにあっては別記様式第 10 号の 1 により、事業再編に関する事項の内容を、また、農林水産大臣の認定を受けた環境負荷低減事業活動計画が同法第 21 条の 22 第 1 項の認定があったとみなされるときにあっては別記様式第 10 号の 2 により、事業適応に関する事項の内容を公表するものとする。

4 認定を受けた安定取引関係確立事業活動計画等の変更

(1) 安定取引関係確立事業活動計画等の変更の申請方法等

認定安定取引関係確立事業活動計画等の変更をしようとする場合、申請者は、規則第 5 条（規則第 6 条第 3 項、第 8 条第 3 項及び第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づき、別記様式第 11 号の申請書に、変更後の安定取引関係確立事業活動計画等（別記様式第 2 号）及び変更前の認定安定取引関係確立事業活動計画等に従って行われる安定取引関係確立事業活動等の実施状況を記載した書類（別記様式第 12 号）その他必要書類を添付し、提出するものとする。なお、提出先及び提出方法については、1 を準用する。

(2) 変更の認定の公表

農林水産大臣は、産業競争力強化法第 23 条第 1 項の認定があったものとみなされる認定安定取引関係確立事業活動計画等の変更を認定した場合であって、当該認定に事業再編に関する事項の変更が含まれるときは、別記様式第 10 号の 3 により、当該事項の変更の内容を、同法第 21 条の 22 第 1 項の認定があったものとみなされる認定環境負荷低減事業活動計画の変更を認定した場合であって、当該認定に事業適応に関する事項の変更が含まれるときは、別記様式第 10 号の 4 により、当該事項の変更の内容を公表するものとする。

5 安定取引関係確立事業活動計画等の認定の取消し

(1) 指導及び助言の実施

計画認定者は、第 5 に定める報告の徴収等により、特段の理由がないにもかかわらず認定後 1 年を経過してもなお事業に着手していないなど、認定安定取引関係確立事業活動計画等（4 の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って安定取引関係確立事業活動等が適切に実施されていないと認められる場合には、認定を受けた食品等事業者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(2) 認定の取消し

計画認定者は、(1) の指導及び助言を行ったにもかかわらず、なお事業の着手が見込まれないなど、認定安定取引関係確立事業活動計画等に従って安定取引関係確立事業活動等が適切に実施していないと認められる場合（関連措置が適切に実施されていないと認められる場合を含む。）には、法第 7 条第 2 項（法第 8 条第 7 項、第 9 条第 8 項及び第 10 条第 7 項において準用する場合を含む。）に基づき、行政手続法等の関係法令に規定する手続を行い、認定を取り消し、別記様式第 13 号により、認定を取り消された食品等事業者に対して通知するものとする。

(3) 関係機関への通知等

農林水産大臣は、安定取引関係確立事業活動計画等の認定を取り消した場合には、法第 7 条第 3 項（法第 8 条第 7 項、第 9 条第 8 項及び第 10 条第 7 項において準用する場合を含む。）において準用する法第 6 条第 10 項に基づき、研究機構に対して、遅滞なく、別記様式第 14 号により、認定を取り消した旨を通知するものとする。また、計画認定者は、認定を取り消す認定安定取引関係確立事業活動計画等の内容及び利用する支援措置に応じ、関係機関に対して、認定を取り消した旨を通知するものとする。

なお、安定取引関係確立事業活動計画等の認定を取り消された食品等事業者が、当該安定取引関係確立事業活動等の実施に必要な資金として、公庫の資金を借り入れている場合にあっては、当該借入金についての繰上償還等の手続が、株式会社日本政策金融公庫による債務の保証を受けている場合にあっては、当該保証については事前償還の手続が、推進機構による債務の保証を受けている場合（関連措置を行う者を含む。）にあっては、当該保証の中止の手続が必要となる。このため、計画認定者は当該借入金に係る認定を取り消したときは公庫、当該保証に係る認定を取り消したときは株式会社日本政策金融公庫又は推進機構にその旨を通知するとともに、認定を取り消された者に対し、速やかにこれらの関係機関に認定が取り消された旨

を報告するよう指示する。

(4) 認定取消しの申出

安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けた食品等事業者は、災害その他の事情により安定取引関係確立事業活動等を継続することが困難である等の場合には、別記様式第 15 号により、計画認定者に対し、認定の取消しを申し出ることができるものとする。なお、提出先及び提出方法については、1 を準用する。

(5) その他の認定取消し

計画認定者は、(2) によるもののほか、安定取引関係確立事業活動計画等に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合など、認定の根拠が失われたと認められる場合には、必要に応じ、その認定を取り消すものとする。この場合には、(2) 及び (3) を準用する。

(6) 認定の取消しの公表

農林水産大臣は、産業競争力強化法第 23 条第 1 項の認定があったものとみなされる認定安定取引関係確立事業活動計画等の認定を取り消したときにあつては、別記様式第 10 号の 5 により、同法第 21 条の 22 第 1 項の認定があったものとみなされる認定環境負荷低減事業活動計画の認定を取り消したときにあつては、別記様式第 10 号の 6 により、その旨を公表するものとする。

第 3 連携支援計画の認定等の手続（法第 11 条及び第 12 条関係）

1 連携支援計画の申請方法等

(1) 連携支援計画の認定を受けようとする支援機関（安定取引関係確立事業活動等に対する支援の事業を行う者。以下第 3 において「申請者」という。）は、規則第 12 条の規定に基づき、別記様式第 16 号の申請書に、別記様式第 17 号の連携支援計画その他必要書類を添付し、当該申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等に提出するものとする。ただし、次のいずれかの場合においては、当該申請書類等を農林水産大臣に提出するものとする。

① 申請者が、法第 18 条に規定する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）第 22 条に規定する財産の処分の制限に係る承認の手続の特例又は法第 23 条第 1 号に規定する推進機構の債務の保証を受けようとする場合

② 当該計画が複数の地方支分部局の管轄区域において行われる事業活動に係るものである場合

(2) 2 以上の支援機関が共同で連携支援計画の認定の申請を行う際には、代表者を 1 名定めて又は連名で行うものとする。

2 連携支援計画の認定審査

(1) 認定審査における留意事項

計画認定者は、連携支援計画の認定（認定された連携支援計画の変更の認定を含む。以下第 3 の 2 及び 3 において同じ。）に当たっては、次の①から⑥までに特に留意しつつ、法第 11 条第 4 項各号に適合するか審査を行うものとする。

① 連携支援計画の内容が、基本方針に照らして適切であり、食品等事業者の行う安定取引関係確立事業活動等の促進に寄与するものとなっていること。

- ② 連携支援計画の内容の整合性がとれており、かつ、実施時期、スケジュール等からみて当該連携支援計画が円滑かつ確実に実施できるものとなっていること。
- ③ 連携支援計画の目標が、活動内容や実施時期等を踏まえた妥当なものとなっていること。
- ④ 連携支援事業を実施する者の役割分担と連携の方法が明確にされていること。
- ⑤ 必要な書類が全て提出されていること。
- ⑥ その他認定にふさわしくない特段の事情がないと認められること。

(2) 標準処理期間

連携支援計画の認定に係る行政手続法第6条の標準処理期間は、45日とする。

(3) 関係機関との連絡調整

- ① 農林水産大臣は、申請のあった連携支援計画に法第11条第3項に規定する補助金等交付財産の活用に関する事項が記載されているときは、法第11条第4項に基づき、当該補助金等交付財産を所管する行政機関の長に別記様式第18号による協議書を送付して協議し、書面によりその同意を得るものとする。
- ② 農林水産大臣は、申請のあった連携支援計画に法第23条第1号に規定する推進機構による債務の保証に関する事項が記載されているときは、必要に応じ、申請者の了承を得た上で、推進機構に対して、当該申請に係る連携支援計画を送付して、連絡調整を行うものとする。

3 連携支援計画の認定結果の通知及び公表

(1) 認定の通知

計画認定者は、法第11条第4項に基づき、連携支援計画の認定をしたときは、申請者に対し、別記様式第19号により、認定通知書を交付するものとする。

(2) 関係機関への通知

地方農政局長等は、連携支援計画の認定をした場合は、当該認定に係る認定通知書及び連携支援計画を添えて、農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室に通知するものとする。また、計画認定者は、連携支援計画の認定をした場合は、必要に応じ、関係機関に対して通知するものとする。その際、必要に応じ、当該認定に係る認定通知書及び連携支援計画を添えて行うものとする。

(3) 関係機関への情報提供

農林水産大臣は、連携支援計画の認定をした場合において、当該連携支援計画の申請者が法第23条第1号に規定する措置（推進機構による債務の保証）の適用を受ける場合は、推進機構の長に対して、当該連携支援計画の認定をした旨の情報提供を行うこととする。

(4) 不認定の通知

計画認定者は、連携支援計画の認定をしないときは、申請者に対し、別記様式第20号により認定をしない理由を明らかにした上で、その旨を通知するものとする。

(5) 概要の公表

農林水産大臣は、計画認定者が連携支援計画の認定をしたときは、当該計画の概要を農林水産省のホームページにおいて公表するものとする。

4 認定を受けた連携支援計画の変更の申請

認定を受けた連携支援計画（以下「認定連携支援計画」という。）の変更をしよう

とする場合、申請者は、規則第 13 条に基づき、別記様式第 21 号の申請書に、変更後の連携支援計画（別記様式第 17 号）及び変更前の認定連携支援計画に従って行われる連携支援事業の実施状況を記載した書類（別記様式第 22 号）その他必要書類を添付し、提出するものとする。なお、提出先及び提出方法については、1 を準用する。

5 連携支援計画の認定の取消し

(1) 指導及び助言の実施

計画認定者は、第 5 の報告の徴収等により、特段の理由がないにもかかわらず認定後 1 年を経過してもなお事業に着手していないなど、認定連携支援計画（4 の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って連携支援事業が適切に実施されていないと認められる場合には、認定を受けた支援機関に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(2) 認定の取消し

計画認定者は、(1) の指導及び助言を行ったにもかかわらず、なお事業の着手が見込まれないなど、認定連携支援計画に従って連携支援事業が適切に実施していないと認められる場合には、法第 12 条第 2 項に基づき、行政手続法等の関係法令に規定する手続を行い、認定を取り消し、別記様式第 23 号により、認定を取り消された支援機関に対して通知するものとする。

(3) 関係機関への通知等

計画認定者は、連携支援計画の認定を取り消した場合には、当該連携支援計画の認定をした際に通知した関係機関に対して、遅滞なく、認定を取り消した旨を通知するものとする。また、連携支援計画の認定を取り消された者が、推進機構の債務の保証を受けている場合は、当該保証の中止の手続が必要となる。このため、農林水産大臣は当該債務の保証に係る認定を取り消したときは推進機構にその旨を通知するとともに、認定を取り消された者に対し、速やかに推進機構に認定が取り消された旨を報告するよう指示する。

(4) 認定取消しの申出

連携支援計画の認定を受けた支援機関は、災害その他の事情により連携支援事業を継続することが困難である等の場合には、別記様式第 24 号により、計画認定者に対し、認定の取消しを申し出ることができるものとする。なお、提出先及び提出方法については、1 を準用する。

(5) その他の認定取消し

計画認定者は、(2) によるもののほか、連携支援計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合など、認定の根拠が失われたと認められる場合には、必要に応じ、その認定を取り消すものとする。この場合には、(2) 及び (3) を準用する。

第 4 認定を受けた安定取引関係確立事業活動計画等又は連携支援計画に係る措置（法第 13 条から第 18 条まで及び第 23 条関係等）

1 中小企業等経営強化法の特例（法第 13 条）

法第 13 条の規定に基づく特例措置は、認定安定取引関係確立事業活動計画等に中小企業等経営強化法第 2 条第 10 項に規定する経営力向上に関する事項が含まれるとき

に、同法第 17 条第 1 項の認定があったものとみなして、同法第 18 条第 2 項、第 19 条、第 23 条、第 29 条、第 70 条第 3 項及び第 7 項、第 71 条第 2 項、第 73 条第 4 項、第 75 条第 1 項並びに第 76 条並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の 5 の 3 及び第 42 条の 12 の 4 の規定を適用するものである。

地方農政局長等（第 2 の 1 の①から③までに該当する場合には農林水産大臣）は、法第 13 条の規定の適用に係る安定取引関係確立事業活動計画等の認定に当たっては、次の①から③まで及び第 2 の 2 の（1）の事項に留意しつつ、法第 6 条第 5 項各号、第 8 条第 5 項各号、第 9 条第 5 項各号又は第 10 条第 5 項各号に適合するか審査を行うものとする。

- ① 法第 13 条の規定の適用を受けようとする食品等事業者から、安定取引関係確立事業活動計画等の認定の申請に際して、別記様式第 2 号別添 1 その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 経営力向上に関する事項について、中小企業等経営強化法第 17 条第 6 項の規定に基づき経営力向上計画に係る認定基準に適合している必要があること。
- ③ 当該事項が農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものであるときは、協議により事業所管大臣の同意を得る必要があること。

2 研究機構の研究開発設備等の供用及び協力（法第 14 条）

法第 14 条の規定に基づく特例措置は、安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けた食品等事業者が、研究機構から研究開発設備等の供用等を受けられることができるものである。ただし、研究開発設備等の供用等を受けようとする申請者は、安定取引関係確立事業活動計画等の認定に加え、研究機構が別に定める様式により、研究機構に対し、研究開発設備等の供用等の申込みを行う必要がある。

このため、農林水産大臣は、同条の規定の適用に係る安定取引関係確立事業活動計画等の認定に当たっては、次の①から③までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に基づき必要な手続を適切に行うものとする。

- ① 法第 14 条の規定に基づき、研究開発設備等の供用等を受けようとする食品等事業者から、安定取引関係確立事業活動計画等の認定に際して、別記様式第 2 号別添 2 その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 食品等事業者から研究開発設備等の供用等に係る事前の相談を受けた場合には、研究機構と情報共有を図るとともに、当該食品等事業者に対して研究機構に事前の相談を行うよう助言を行うこと。
- ③ 研究機構による研究開発設備等の供用等に係る安定取引関係確立事業活動計画等の認定をしたときは、遅滞なく、別記様式第 8 号により、その旨を研究機構に通知すること。

3 公庫による資金の貸付け（法第 15 条並びに沖縄振興開発金融公庫法第 19 条第 1 項第 4 号及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条第 6 号）

法第 15 条並びに沖縄振興開発金融公庫法第 19 条第 1 項第 4 号及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条第 6 号の規定に基づく特例措置は、安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けた食品等事業者が、公庫から安定取引関係確立事業活動等の実施に必要な資金の貸付けを受けられることができるものである。ただし、公庫から資金の貸付けを受けようとする申請者は、安定取引関係確立事業活動計画等の認定に加

え、公庫が別に定める様式により、公庫に対し、借入れの申込みを行う必要がある。

公庫からの当該資金の貸付けは、法、施行令、沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和 47 年政令第 186 号）、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第 15 条第 1 項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金（平成 3 年 7 月 31 日大蔵省・農林水産省告示第 5 号）、沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条第 1 号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和 47 年総理府・大蔵省告示第 4 号）、株式会社日本政策金融公庫による安定取引関係確立事業活動等に係る食品等持続的供給促進資金融通要綱（平成 4 年 2 月 3 日 3 食流第 6094 号農林水産事務次官依命通知）、沖縄振興開発金融公庫による安定取引関係確立事業活動等に係る食品等持続的供給促進資金融通措置要綱（平成 4 年 2 月 3 日 3 食流第 6099 号農林水産事務次官依命通知）その他関係法令及び通知に基づき行われるものである。

地方農政局長等（第 2 の 1 の①から③までに該当する場合には農林水産大臣）は、法第 15 条の規定の適用に係る安定取引関係確立事業活動計画等の認定に当たっては、次の①から③までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な手続を適切に行うものとする。

- ① 法第 15 条の規定に基づき資金の貸付けを受けようとする食品等事業者から、安定取引関係確立事業活動計画等の認定に際して、別記様式第 2 号別添 3、別添 4 又は別添 5 及び設備等の導入又は施設の整備を行う場合は別添 6 その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 食品等事業者から公庫による資金の貸付けに係る事前の相談を受けた場合には、公庫と情報共有を図るとともに、当該貸付けを受けようとする食品等事業者に対して、公庫に事前の相談を行うよう助言を行うこと。
- ③ 公庫による資金の貸付けを受けようとする安定取引関係確立事業活動計画等の認定をしたときは、当該安定取引関係確立事業活動計画等の申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する公庫の担当支店にその旨の情報提供をすること。

4 株式会社日本政策金融公庫による債務の保証（法第 16 条）

法第 16 条の規定に基づく特例措置は、流通合理化事業活動計画の認定を受けた食品等事業者が、流通合理化事業活動の実施に必要な長期の資金を海外の銀行等から借り入れる際に、株式会社日本政策金融公庫から債務の保証を受けられることができるものである。ただし、株式会社日本政策金融公庫から債務の保証を受けようとする申請者は、流通合理化事業活動の認定に加え、株式会社日本政策金融公庫が別に定める様式により、株式会社日本政策金融公庫に対し、債務の保証の申込みを行う必要がある。

農林水産大臣は、法第 16 条の規定の適用に係る流通合理化事業活動計画の認定に当たっては、次の①から③までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な手続を適切に行うものとする。

- ① 法第 16 条の規定に基づき債務の保証を受けようとする食品等事業者から、流通合理化事業活動計画の認定に際して、設備等の導入又は施設の整備を行う場合は別記様式第 2 号別添 6 その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 食品等事業者から株式会社日本政策金融公庫による債務の保証に係る事前の相談

を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫と情報共有を図るとともに、当該債務の保証を受けようとする食品等事業者に対して、公庫に事前の相談を行うよう助言を行うこと。

- ③ 株式会社日本政策金融公庫による債務の保証を受けようとする流通合理化事業活動計画の認定をしたときは、当該流通合理化事業活動計画が行われる区域を管轄する株式会社日本政策金融公庫の担当支店にその旨の情報提供をすること。

5 産業競争力強化法の特例（法第 17 条（第 3 項を除く。））

法第 17 条（第 3 項を除く。以下この項において同じ。）の規定に基づく特例措置は、認定安定取引関係確立事業活動計画等に産業競争力強化法第 2 条第 17 項に規定する事業再編に関する事項が含まれるときに、同法第 23 条第 1 項の認定があったものとみなして、同法第 23 条第 6 項、第 24 条（第 1 項を除く。）、第 26 条から第 32 条まで、第 35 条、第 144 条第 1 項、第 147 条第 1 項及び第 2 項、第 148 条並びに第 156 条から第 158 条まで並びに租税特別措置法第 80 条第 1 項の規定を適用するものである。

農林水産大臣は、法第 17 条の規定の適用に係る安定取引関係確立事業活動計画等の認定に当たっては、次の①から③まで及び第 2 の 2 の（1）の事項に留意しつつ、法第 6 条第 5 項各号、第 8 条第 5 項各号、第 9 条第 5 項各号又は第 10 条第 5 項各号に適合するか審査を行うものとする。

- ① 法第 17 条の規定の適用を受けようとする食品等事業者から、安定取引関係確立事業活動計画等の認定の申請に際して、別記様式第 2 号別添 7 その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 事業再編に関する事項について、産業競争力強化法第 23 条第 5 項の規定に基づき事業再編に係る認定基準に適合している必要があること。
- ③ 当該事項が農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものであるときは、協議により事業所管大臣の同意を得る必要があること。

6 産業競争力強化法の特例（法第 17 条第 3 項）

法第 17 条第 3 項の規定に基づく特例措置は、認定を受けた環境負荷低減事業活動計画に産業競争力強化法第 21 条の 20 第 2 項第 2 号に規定する事業適応に関する事項が含まれるときに、同法第 21 条の 22 第 1 項の認定があったものとみなして、同法第 21 条の 22 第 5 項、第 21 条の 23（第 1 項を除く。）、第 21 条の 24（第 1 項第 2 号を除く。）、第 144 条第 1 項、第 147 条第 1 項及び第 2 項、第 148 条、第 156 条並びに第 157 条及び租税特別措置法第 10 条の 5 の 5 第 1 項及び第 3 項並びに第 42 条の 12 の 6 第 1 項及び第 2 項の規定を適用するものである。

農林水産大臣は、法第 17 条第 3 項の規定の適用に係る環境負荷低減事業活動計画の認定に当たっては、次の①から③まで及び第 2 の 2 の（1）の事項に留意しつつ、法第 9 条第 5 項各号に適合するか審査を行うものとする。

- ① 法第 17 条第 3 項の規定の適用を受けようとする食品等事業者から、環境負荷低減事業活動計画の認定の申請に際して、別記様式第 2 号別添 8 その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 事業適応に関する事項について、産業競争力強化法第 21 条の 22 第 4 項の規定に基づき事業適応計画に係る認定基準に適合している必要があること。
- ③ 当該事項が農林水産大臣の所管する事業以外の事業に係るものであるときは、協

議により事業所管大臣の同意を得る必要があること。

7 推進機構による債務の保証（法第 23 条第 1 号）

法第 23 条第 1 号の規定に基づく特例措置は、安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けた食品等事業者等（関連措置を行う者を含む。）又は連携支援計画の認定を受けた支援機関が、認定安定取引関係確立事業活動等及び認定連携支援事業の実施に必要な資金を借り入れる際に、推進機構から債務の保証を受けられることができるものである。ただし、推進機構から債務の保証を受けようとする申請者は、安定取引関係確立事業活動計画等又は連携支援計画の認定に加え、推進機構が別に定める様式により、推進機構に対し、債務の保証の申込みを行う必要がある。

農林水産大臣は、法第 23 条第 1 号の規定の適用に係る安定取引関係確立事業活動計画等又は連携支援計画の認定に当たっては、次の①から③までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な手続を適切に行うものとする。

- ① 法第 23 条第 1 号の規定に基づき債務の保証を受けようとする支援機関から、連携支援計画の認定に際して、別記様式第 17 号別添 1 の提出を受ける必要があること。また、当該債務の保証を受けようとする食品等事業者又は支援機関が安定取引関係確立事業活動計画等又は連携支援計画の認定に際して、設備等の導入又は施設の整備を行う場合は別記様式第 2 号別添 6 又は別記様式第 17 号別添 2 その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 食品等事業者又は支援機関から推進機構による債務の保証に係る事前の相談を受けた場合には、推進機構と情報共有を図るとともに、当該債務の保証を受けようとする食品等事業者又は支援機関に対して、推進機構に事前の相談を行うよう助言を行うこと。
- ③ 推進機構による債務の保証を受けようとする安定取引関係確立事業活動計画等又は連携支援計画の認定をしたときは、推進機構にその旨の情報提供をすること。

8 食料システム構築計画のみなし措置

本みなし措置は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 3 の I の第 1 及び II の第 1 並びに産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知）第 4 に基づき、食料システム構築計画に係る承認規程（令和 7 年 1 月 9 日付け 6 農産第 3739 号農林水産省農産局長通知。以下「承認規程」という。）第 1 に定める食料システム構築計画の趣旨に沿った内容が記載された安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けた食品等事業者について、承認規程の第 3 に基づき食料システム構築計画の承認を受けたものとみなすものである。

計画認定者は、当該みなし措置の適用に係る安定取引関係確立事業活動計画の認定に当たっては、次の①から④までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に則して必要な手続を適切に行うものとする。

- ① 食料システム構築計画のみなし措置の適用を受けようとする食品等事業者から、安定取引関係確立事業活動計画の認定の申請に際して、別記様式第 2 号別添 9 その他必要書類の提出を受ける必要があること。
- ② 食料システム構築計画に係る記載が承認規程第 2、第 3 の 1 及び 2 に規定する計画の内容並びに第 3 の 4 の承認基準の要件を満たしていること。

③ 食品等事業者から、食料システム構築計画のみなし措置の適用に係る事前相談を受けた場合には、安定取引関係確立事業活動計画に係る審査が②に即して行われること等の必要な助言を行うこと。

④ 食料システム構築計画のみなし措置を受けようとする食品等事業者に審査結果等を通知するときは、農産局長に協議するものとする。

9 補助金等適正化法第22条に規定する財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（法第18条）

法第18条の規定に基づく特例措置は、連携支援計画の認定を受けた支援機関が、取得した補助金等交付財産等を、連携支援事業の実施に当たって交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することができるものである。

農林水産大臣は、同条の規定の適用に係る連携支援計画の認定に当たっては、次の①から③までの事項に留意しつつ、関係法令及び通知に基づき必要な手続を適切に行うものとする。

① 同条の規定の適用を受けようとする支援機関から、連携支援計画の認定に際して、別記様式第17号別添3その他必要書類の提出を受ける必要があること。

② 支援機関から補助金等適正化法の適用に係る事前の相談を受けた場合には、補助金等交付財産を所管する行政機関の長と情報共有を図るとともに、当該支援機関に対して当該行政機関の長に事前の相談を行うよう助言を行うこと。

③ 協議により当該行政機関の長の同意を得る必要があること。

第5 報告の徴収（法第21条関係）

1 安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けた食品等事業者に対する報告徴収

認定を受けた食品等事業者は、認定安定取引関係確立事業活動計画等の実施期間の各事業年度における実施状況について、別記様式第12号により、当該各年度の事業終了後3ヶ月以内に計画認定者に対して報告するものとする。ただし、当該計画に記載された事業活動に要する経費について国の補助事業を活用しており、当該補助事業の規定に基づき事業報告が求められる場合には、計画認定者と相談の上、各年度の報告時期を変更することができる。

計画認定者は、必要に応じて、認定を受けた食品等事業者の了承を得た上で、当該報告の内容を関係機関に情報共有するものとする。

また、計画認定者は、必要に応じて、別記様式第12号による報告のほかに認定を受けた食品等事業者に対し、認定安定取引関係確立事業活動計画等の実施状況について報告を求めることができる。

2 連携支援計画の認定を受けた支援機関に対する報告徴収

認定を受けた支援機関は、認定連携支援計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、別記様式第22号により、各事業年度終了後3ヶ月以内に計画認定者に対して報告するものとする。計画認定者は、必要に応じて、認定を受けた支援機関の了承を得た上で、当該報告の内容を関係機関に情報共有するものとする。

また、計画認定者は、上記によるほか、必要に応じて、認定を受けた支援機関に対し、認定連携支援計画の実施状況について報告を求めることができる。

3 中小企業等経営強化法の特例に関する報告徴収

(1) 安定取引関係確立事業計画等の認定を受けた食品等事業者は、法第 13 条の規定により中小企業等経営強化法第 17 条第 1 項の認定があったものとみなされる場合において、次に掲げるときは、それぞれ定める様式により、それぞれ定める期限までに経済産業大臣へ報告しなければならない。

① 認定安定取引関係確立事業計画等に中小企業等経営強化法第 17 条第 3 項に規定する経営力向上設備等（以下「経営力向上設備等」という。）のうち収益力強化設備（中小企業等経営強化法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 74 号）第 16 条第 2 項第 2 号に規定する設備に該当する設備をいう。以下同じ。）に関する事項を含むとき 中小企業庁が定める中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備に関する投資計画実施状況報告書を、初回は設備の取得等を行った事業年度の翌事業年度終了後 4 ヶ月以内、それ以降は計画期間に応じて、最大 5 年間

② 認定安定取引関係確立事業計画等に経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等（中小企業等経営強化法施行規則第 16 条第 3 項に規定する設備に該当する設備をいう。以下同じ。）に関する事項を含むとき 次に定める様式により、それぞれ定める期限まで

一 中小企業庁が定める中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等に関する投資計画実施状況報告書を、初回は申請事業年度の終了後 4 ヶ月以内、それ以降は投資計画終了まで毎年

二 中小企業庁が定める中小企業等経営強化法施行規則第 16 条第 3 項の投資計画における供用事業年度の給与増加割合に関する報告書を、建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度終了後原則 20 日以内

(2) 安定取引関係確立事業計画等の認定を受けた食品等事業者は、法第 13 条の規定により中小企業等経営強化法第 17 条第 1 項の認定があったものとみなされる場合において、次の①から③までに掲げるときは、それぞれ定める様式により、それぞれ定める期限までに計画認定者へ報告しなければならない。

① 認定安定取引関係確立事業計画等に経営力向上設備等のうち経営資源集約化に資する設備（中小企業等経営強化法施行規則第 16 条第 2 項第 3 号に規定する設備に該当する設備をいう。以下同じ。）に関する事項を含むとき 経営資源集約化に資する設備に関する別記様式第 25 号の 1 を、設備の取得等を行った事業年度の翌事業年度終了後 4 ヶ月以内、それ以降は計画期間に応じて、最大 5 年間（ただし、最終年度は経営資源集約化に資する設備に関する別記様式第 25 号の 2 を用いること。）

② 認定を受けた計画の内容に沿って、中小企業等経営強化法第 2 条第 10 項に規定する事業承継等として、合併、会社分割又は事業譲渡を実行したとき 別記様式第 25 号の 3 を遅滞なく

③ 認定を受けた計画の内容に沿って、中小企業等経営強化法第 17 条第 4 項第 2 号に規定する事業承継等事前調査を実施し、株式譲渡を実行したとき 別記様式第 25 号の 4 を遅滞なく

4 産業競争力強化法の特例に関する報告徴収

- (1) 安定取引関係確立事業計画等の認定を受けた食品等事業者は、法第 17 条（第 3 項を除く。）の規定により産業競争力強化法第 23 条第 1 項の認定の認定があったものとみなされる場合において、次に掲げるときは、それぞれ定める様式等により、それぞれ定める期限までに農林水産大臣へ報告しなければならない。
- ① 認定安定取引関係確立事業計画等の実施期間中であるとき 別記様式第 25 号の 5 を、各事業年度終了後 3 ヶ月以内
 - ② 認定安定取引関係確立事業計画等に産業競争力強化法施行規則（平成 30 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 12 条第 4 項に規定する事業再編に係る資金計画を含むとき 同規則第 48 条第 2 項に規定する書類及び期限
 - ③ 認定安定取引関係確立事業計画等に同規則第 12 条第 4 項に規定する事業再編に係る資金計画を含むとき 別記様式第 25 号の 6 及び同規則第 49 条各号に規定する認定計画の実施期間中の各事業年度の四半期ごとの実施状況に係る書類を、速やかに
 - ④ 認定安定取引関係確立事業計画等の実施期間中、同規則第 48 条第 5 項各号に規定する事実が発生したとき 別記様式第 25 号の 7 を、速やかに
 - ⑤ 認定安定取引関係確立事業計画等の実施期間中、同規則第 50 条各号に規定する行為をしたとき 当該各号に掲げる事項について記載した書類を①の報告に添付
 - ⑥ 租税特別措置法第 80 条第 1 項の登録免許税に係る課税の特例を受けるとき 次に掲げる事項について記載した書類を①の報告に添付
 - 一 登記の内容
 - 二 登録免許税の額
 - 三 当該特例措置による減免額
- (2) 環境負荷低減事業活動計画の認定を受けた食品等事業者は、法第 17 条第 3 項の規定により産業競争力強化法第 21 条の 22 第 1 項の認定があったものとみなされる場合において、認定環境負荷低減事業活動計画の実施期間中の各事業年度の実施状況について、別記様式第 25 号の 8 により、各事業年度終了後 3 ヶ月以内に農林水産大臣へ報告しなければならない。なお、租税特別措置法第 10 条の 5 の 5 第 1 項若しくは第 3 項又は第 42 条の 12 の 6 第 1 項若しくは第 2 項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置を受けるときは、当該報告に併せて当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額を報告しなければならない。
- (3) 農林水産大臣は、(1) ①又は(2)に規定する各事業年度の実施状況の報告を受けたときは別記様式第 10 号の 7 又は別記様式第 10 号の 8 により、当該報告に係る実施状況の概要を公表するものとする。

附 則

この通知は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。

別記様式第1号

- 安定取引関係確立事業活動計画
- 流通合理化事業活動計画
- 環境負荷低減事業活動計画
- 消費者選択支援事業活動計画 に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿

申請者

住 所
氏 名

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第6条第1項、第8条第1項、第9条第1項又は第10条第1項の規定に基づき、別記の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動（以下「安定取引関係確立事業活動等」という。）を実施する計画（以下「安定取引関係確立事業活動計画等」という。）の代表者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 共同で安定取引関係確立事業活動計画等の認定を申請する場合には、申請者欄に各申請者の住所及び氏名（申請者が法人その他の団体の場合には「主たる事務所の所在地」及び「名称及び代表者の氏名」）を連記すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（提出する書面の目録）

【計画全体に係る書面】（必須）

- 別記様式第2号 安定取引関係確立事業活動計画等

【特例を活用する各々の者に係る書面】

- （別添1）中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）に関する事項
- （別添2）研究機構の保有する研究開発設備等の種類その他の当該研究開発設備等の利用の内容に関する事項
- （別添3）食品等持続的供給促進資金のうち食品産業・農林漁業連携型事業に関する事項
- （別添4）食品等持続的供給促進資金のうち食品産業生産性向上型事業に関する事項
- （別添5）食品等持続的供給促進資金のうち卸売市場機能高度化型施設に関する事項
- （別添6）設備等の導入又は施設の整備に関する事項
- （別添7）産業競争力強化法の特例（事業再編関係）に関する事項
- （別添8）産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）に関する事項
- （別添9）食料システム構築計画のみなし措置に関する事項

【その他の添付書類】

- （法人の場合）定款又はこれに代わる書面
- （法人でない団体の場合）規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）

注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

別記様式第2号

- 安定取引関係確立事業活動計画
- 流通合理化事業活動計画
- 環境負荷低減事業活動計画
- 消費者選択支援事業活動計画

1 申請者の概要

申請者（代表者）	
①	氏名： (法人その他の団体の場合はその名称及び代表者の氏名：)
②	法人番号（法人の場合）：
③	住所： (申請者が法人その他の団体の場合には、主たる事務所の所在地：)
④	連絡先 ・電話番号： ・E-mail： ・担当者名（法人の場合）：
⑤	資本金の額又は出資の総額： (年 月 日時点)
⑥	常時使用する従業員数又は組合員数： (年 月 日時点)
⑦	業種：
⑧	事業活動計画の対象となる事業： (日本標準産業分類における中分類名称： 分類コード：)
⑨	決算月：
申請者（共同）	
①	氏名： (法人その他の団体の場合はその名称及び代表者の氏名：)
②	法人番号（法人の場合）：
③	住所： (申請者が法人その他の団体の場合には、主たる事務所の所在地：)
④	連絡先 ・電話番号： ・E-mail： ・担当者名（法人の場合）：
⑤	資本金の額又は出資の総額： (年 月 日時点)
⑥	常時使用する従業員数又は組合員数： (年 月 日時点)
⑦	業種：
⑧	事業活動計画の対象となる事業： (日本標準産業分類における中分類名称： 分類コード：)
⑨	決算月：

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 安定取引関係確立事業活動等の促進に資する事項の有無

計画に以下の者が行う安定取引関係確立事業活動等の促進に資する事項が含まれる場合はチェックすること。

<input type="checkbox"/>	農林漁業者	別紙 1
<input type="checkbox"/>	技術の研究開発を行う者（食品等事業者は除く）	別紙 2

注 1 農林漁業者が行う促進措置に関する事項が含まれる計画の場合は別紙 1 を、技術の研究開発を行う者（食品等事業者は除く。）が行う促進措置に関する事項が含まれる計画の場合は別紙 2 を提出すること。

2 農林漁業者については、安定取引関係確立事業活動の促進に資する事項に限る。

3 特例措置の活用の有無

活用を希望する特例措置にチェックすること。

<input type="checkbox"/>	中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）	別添 1
<input type="checkbox"/>	研究機構の設備等の供用及び協力	別添 2
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫の長期・低利の資金（食品等持続的供給促進資金）の貸付け	別添 3、別添 4 又は別添 5 及び別添 6 ※
<input type="checkbox"/>	株式会社日本政策金融公庫の債務保証（スタンドバイ・クレジット）	別添 6 ※
<input type="checkbox"/>	食品等持続的供給推進機構による債務保証	別添 6 ※
<input type="checkbox"/>	産業競争力強化法の特例（事業再編関係）	別添 7
<input type="checkbox"/>	産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）	別添 8
<input type="checkbox"/>	食料システム構築計画のみなし措置	別添 9

注 1 計画に参加する者が活用を希望する全ての特例措置にチェックすること。

2 特例措置の活用を希望する者ごとに該当する書類を添付すること。

3 設備等の導入又は施設の整備を行う場合は、別添 6（※）を添付すること。

4 安定取引関係確立事業活動等に関する事項

(1) 安定取引関係確立事業活動等の目標

〇〇〇〇事業活動				
目標 ※申請する安定取引関係確立事業活動等の目標を定性的に記載。 ※記載した目標の達成状況の確認に資する定量的な目標値（指標）については、下段に記載。				
目標値	単位	①現状	②計画終了時の目標	③変化率 (%) ((②-①)/①×100)

注1 事業活動内容や実施期間等を踏まえた妥当な目標とすること。

2 申請する各事業活動計画の目的に沿って、事業活動計画ごとに一つ以上の目標値を設定すること。

例) 安定取引関係確立事業活動：地域農産物を用いた食料品の製造量、付加価値額等
 流通合理化事業活動：付加価値額、労働生産性、流通コスト等
 環境負荷低減事業活動：温室効果ガス排出量、食品ロス、プラスチック排出量等
 消費者選択支援事業活動：地域農産物売上高、サステナビリティに配慮した商品の販売量等
 ※各特例措置の申請の際に設定する目標値が各事業活動計画の目的に沿ったものである場合、同じ目標値を設定することも可。

3 安定取引関係確立事業活動計画等のうち複数の事業活動に関する計画を申請する場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

(2) 安定取引関係確立事業活動等の内容及び実施時期

① 安定取引関係確立事業活動等の内容

〇〇〇〇事業活動

注 安定取引関係確立事業活動計画等のうち複数の事業活動に関する計画を申請する場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

② 安定取引関係確立事業活動等の実施時期

実施時期： 年 月 日 ～ 年 月 日（目標年度）

注1 安定取引関係確立事業活動等の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

2 中小企業経営強化税制（租税特別措置法第10条の5の3及び第42条の12の4に規定する措置をいう。以下同じ。）及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制（租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第3項及び第42条の12の6第1項又は第2項に規定する措置をいう。以下同じ。）の活用を希望する場合は、特例の対象となる機械・装置の耐用年数に照らして適切な期間とすること。

③ 安定取引関係確立事業活動等を実施する事業所又は卸売市場の概要

事業所又は卸売市場	
①	事業所又は卸売市場の名称：
②	所在地：
③	事業開始（開設）年月日：
④	事業内容：

注1 安定取引関係確立事業活動等により、設備等の導入や施設の整備など具体的な活動を行う事業所等を記載すること。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

(3) 安定取引関係確立事業活動等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

【金額単位：千円】

実施者	調達予定年度	使途・用途	事業費	資金調達				備考
				補助金	食品等持続的供給促進資金	その他借入金・出資金	その他（自己資金等）	

注1 計画に参加する食品等事業者のうち、資金の調達を行う者の全てを記載すること。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 「使途・用途」については、安定取引関係確立事業活動等に必要となる設備等導入資金、運転資金等について具体的に記載すること。

4 「補助金」については、補助金の調達額について、調達先の名称及び金額の内訳を記載すること。

5 「食品等持続的供給促進資金」の欄は、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の資金の額を記載すること。また、借入れを予定する資金の内容に応じ、別添3から別添5のいずれかを添付すること。なお、法第2条第4項、第5項、第6項及び第7項に規定する技術の研究開発については、食品等持続的供給促進資金の貸付けの対象外であることに留意すること。

6 「その他借入金・出資金」の欄は、金融機関名等を併記すること。

7 法第16条第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫の行う債務保証又は法第23条第1項に規定する食品等持続的供給推進機構の行う債務保証を受ける予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を「備考」の欄に記載すること。なお、株式会社日本政策金融公庫の行う債務保証については、法第2条第5項に規定する流通合理化事業活動に限る。また、当該流通合理化事業活動のうち、技術の研究開発及び合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第2条に規定する措置が対象外であることに留意すること。

(4) 安定取引関係確立事業活動等の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

〇〇〇〇事業活動

注1 安定取引関係確立事業活動計画等のうち複数の事業活動に関する計画を申請する場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 安定取引関係確立事業活動等が、どのように農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。

5 確認事項

<input type="checkbox"/>	本計画に参加する食品等事業者が、各々で安定取引関係確立事業活動等を実施すること
<input type="checkbox"/>	計画内の営業秘密に関する検討を行い、保護すべき営業秘密がある場合は、「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」（令和4年3月農林水産省策定）に準拠した取組を行うこと
<input type="checkbox"/>	特例の活用を希望する場合に、認定を受けた本計画の内容を、農林水産省から特例に関係する各機関へ提供することに同意していること
<input type="checkbox"/>	認定を受けた本計画の概要を農林水産省のホームページにおいて公表することに同意していること

中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）に関する事項
（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第13条関係）

申請者の氏名又は名称： _____

設立年月日： _____

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 特例の活用を希望する食品等事業者ごとに記載すること。

3 法人その他の団体の場合には設立年月日を記載すること。

1 事業分野と事業分野別指針名

事業分野 [] 事業分野別指針名 []

2 実施時期

年 月～ 年 月

※ 別記様式第2号に記載する安定取引関係確立事業活動計画等の実施時期を踏まえ、適切な期間とすること。

3 現状認識

①	自社の事業概要																																																	
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向																																																	
③	自社の経営状況	<p>ローカルベンチマークの算出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(現状値)</th> <th colspan="3">(終了時目標値)</th> </tr> <tr> <th>指標</th> <th>算出結果</th> <th>評点</th> <th>指標</th> <th>算出結果</th> <th>評点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①売上高増加率</td> <td>%</td> <td></td> <td>①売上高増加率</td> <td>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②営業利益率</td> <td>%</td> <td></td> <td>②営業利益率</td> <td>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③労働生産性</td> <td>(千円)</td> <td></td> <td>③労働生産性</td> <td>(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④EBITDA 有利子負債倍率</td> <td>(倍)</td> <td></td> <td>④EBITDA 有利子負債倍率</td> <td>(倍)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤営業運転資本 回転期間</td> <td>(ヶ月)</td> <td></td> <td>⑤営業運転資本 回転期間</td> <td>(ヶ月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥自己資本比率</td> <td>%</td> <td></td> <td>⑥自己資本比率</td> <td>%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(現状値)			(終了時目標値)			指標	算出結果	評点	指標	算出結果	評点	①売上高増加率	%		①売上高増加率	%		②営業利益率	%		②営業利益率	%		③労働生産性	(千円)		③労働生産性	(千円)		④EBITDA 有利子負債倍率	(倍)		④EBITDA 有利子負債倍率	(倍)		⑤営業運転資本 回転期間	(ヶ月)		⑤営業運転資本 回転期間	(ヶ月)		⑥自己資本比率	%		⑥自己資本比率	%	
(現状値)			(終了時目標値)																																															
指標	算出結果	評点	指標	算出結果	評点																																													
①売上高増加率	%		①売上高増加率	%																																														
②営業利益率	%		②営業利益率	%																																														
③労働生産性	(千円)		③労働生産性	(千円)																																														
④EBITDA 有利子負債倍率	(倍)		④EBITDA 有利子負債倍率	(倍)																																														
⑤営業運転資本 回転期間	(ヶ月)		⑤営業運転資本 回転期間	(ヶ月)																																														
⑥自己資本比率	%		⑥自己資本比率	%																																														
④	経営課題																																																	

4 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

※ 労働生産性を用いる場合は、「B終了時の目標」は正の値とすること。

指標の種類	A現状 (数値)	B終了時の目標 (数値)	伸び率 ((B - A) / A) (%)

5 経営力向上の内容

- (1) 現に有する経営資源を利用する取組 有 ・ 無
- (2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組 有 ・ 無
- (3) 具体的な実施事項

	事業分野 別指針の 該当箇所	事業承 継等の 種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	実施期間	新事業活動 への該非 (該当する 場合は○)
ア					
イ					
ウ					

6 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

7 経営力向上設備等の種類

	実施 事項	取得 年月日	利用を想定して いる支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1					
2					
3					

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1					
2					
3					

	設備等の種類	数量	金額（千円）
設備等の種類別 小計			
合計			

8 事業承継等事前調査に関する事項（事業承継等を行う場合であって、かつ中小企業経営強化税制のD類型の活用を希望する場合に記載。）

事業承継等事前調査の種類	実施主体	実施内容

9 売上高が100億円を超えるまでの目標期間（中小企業経営強化税制のE類型の活用を希望する場合に記載。）

年から 年までの 年間

(備考)

中小企業経営強化税制の活用を希望する場合には、取得する経営力向上設備等の種類に応じ、それぞれ以下に掲げる書類を添付すること。

1. A類型：経営力向上設備のうち生産性向上設備

中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する経営力向上設備のうち、中小企業等経営強化法施行規則第16条における生産性向上に係る要件を満たす設備であることの工業会証明書(経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書)を取得し、その写しその他必要書類を添付すること。

2. B類型：経営力向上設備のうち収益力強化設備

中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する経営力向上設備のうち、中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第2号に定める事業者が策定した投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備については、投資計画について、公認会計士又は税理士の事前確認を受けたのち、経済産業局に提出した「経営力向上設備のうち収益力強化設備に関する投資計画の確認申請書」及び経済産業大臣から交付を受けた「経営力向上設備のうち収益力強化設備に関する投資計画の確認書」の写しその他必要書類を添付すること。

3. D類型：経営力向上設備のうち経営資源集約化に資する設備

中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する経営力向上設備のうち、中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第4号に定める事業者が策定した投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備については、投資計画について、公認会計士又は税理士の事前確認を受けたのち、経済産業局に提出した「経営力向上設備のうち経営資源集約化に資する設備に関する投資計画の確認申請書」及び経済産業大臣から交付を受けた「経営力向上設備のうち経営資源集約化に資する設備に関する投資計画の確認書」の写しその他必要書類を添付すること。

4. E類型：経営力向上設備のうち経営規模拡大設備等

中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する経営力向上設備のうち、中小企業等経営強化法施行規則第16条第3項に定める事業者が策定した投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備等については、投資計画について、公認会計士又は税理士の事前確認を受けたのち、経済産業局に提出した「経営力向上設備のうち経営規模拡大設備等に関する投資計画の確認申請書」及び経済産業大臣から交付を受けた「経営力向上設備のうち経営規模拡大設備等に関する投資計画の確認書」の写しその他必要書類を添付すること。

**研究機構の保有する研究開発設備等の種類
その他の当該研究開発設備等の利用の内容に関する事項**

氏名又は名称： _____

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 研究機構の保有する研究開発設備等の利用を希望する者ごとに作成すること。

1. 利用を希望する研究開発設備等の内容

設備等の名称	所在地	台数等	利用予定期間

注 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2. 利用目的及び方法

※ 可能な範囲で、実証したい内容の優先順位も記載すること。

3. 設備等に付随する施設等の利用希望の有無

- 居室 注 居室を利用する際の回線利用に関しては、原則、申請者でご用意ください。
 その他 (_____)

注 「居室」には必ずチェックを付すこと。

4. 専門家の派遣の利用希望の有無

- 派遣希望有り

注 「派遣希望有り」には必ずチェックを付すこと。

食品等持続的供給促進資金のうち食品産業・農林漁業連携型事業に関する事項

氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 食品等持続的供給促進資金のうち食品産業・農林漁業連携型事業の活用を希望する者ごとに作成すること。

法第15条第1項に基づき株式会社日本政策金融公庫が貸し付ける資金のうち、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第15条第1項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金（平成3年大蔵省・農林水産省告示第5号）の第二の一に掲げるものの貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標について記載すること。

地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	期間	生産地名	地域の農林水産物の調達先となる農林漁業者	
			氏名又は名称	住所又は事務所の所在地

注 「氏名又は名称」には、法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

品目	取 扱 量 (kg、%)			取 扱 額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	
計							

(備考)

農林漁業者との取引状況が分かる契約書、直近の伝票等を添付すること。計画期間終了後1年が経過するまでの間は契約書、伝票等を手元に保管しておくこと。また、出資の関係にある場合は、株主名簿記載事項証明書を添付すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等			研修会等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
計								

注1 「施設等」の欄は、別添6に記載した設備等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等		
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)
計							

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者又は仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者又は仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

設備等の導入又は施設の整備に関する事項

氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 設備等の導入又は施設の整備を行う食品等事業者、安定取引関係確立事業活動において食品等事業者の取引の相手方となる農林漁業者及び安定取引関係確立事業活動計画等に参加する技術の研究開発を行う者ごとに記載すること。

1. 設備等の導入に関する事項

導入時期	番号	設備等の種類	規模・能力・型式等 (㎡、台、一式等)	金額 (千円)	特例 措置
○年度	月				
	月				
	小計				
○年度	月				
	月				
	小計				
○年度	月				
	月				
	小計				
合計					

注1 「設備等」とは、機械・装置、器具・備品、プログラム、建物、建物附属設備、構築物のことをいう。

- 2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 3 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～ウ）を記載すること。ただし、アについては、法第2条第4項、第5項、第6項及び第7項に規定する技術の研究開発については対象外であることに留意すること。また、イについては、法第2条第5項に規定する流通合理化事業活動に限る。さらに、当該流通合理化事業活動のうち、技術の研究開発及び合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第2条に規定する措置が対象外であることに留意すること。

また、安定取引関係確立事業活動において食品等事業者の取引の相手方となる農林漁業者及び安定取引関係確立事業活動計画等に参加する技術の研究開発を行う者については、ウの特例措置に限る。

ア：株式会社日本政策金融公庫の長期・低利の資金（食品等持続的供給促進資金）の貸付け

イ：株式会社日本政策金融公庫の債務保証（スタンドバイ・クレジット）

ウ：食品等持続的供給推進機構による債務保証

- 4 施設を整備する場合には、必要事項を2に記載すること。

2. 施設の整備に関する事項

(1) 安定取引関係確立事業活動等に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				
	施設の種類・用途等	新設等の別	建築面積(m ²)	所在	地番	地目		面積(m ²)
						登記簿	現況	

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「番号」の欄は、1の番号と対応するように記載すること。

3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。

4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

(2) 安定取引関係確立事業活動等に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

注 「番号」の欄は、(1)の番号と対応するように記載すること。

(備考)

1に記載した場合は設備等の規模・能力・型式等がわかる資料、2に記載した場合は施設の規模及び構造を明らかにした図面を添付すること。

(2) 事業再編の実施時期

※(2)については、記載要領を確認の上、別表4にて整理すること。

4. 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 事業再編の実施に必要な資金の額及び調達方法の概要

--

(2) 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

※(2)については、記載要領を確認の上、別表5にて整理すること。

5. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数

--

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

--

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数

--

(4) (3)中、新規採用される従業員数

--

(5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

--

6. その他

※記載要領を確認の上、別表6～9にて整理すること。

(備考)

イ. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

ロ. 産業競争力強化法施行規則第12条第2項に掲げる書類を添付すること。

(記載要領)

1. 事業再編の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標(事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性)を要約的に記載する。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標(事業再編の実施に関する指針(平成26年財務省・経済産業省告示第1号)に規定する具体的な指標を用いる。)を記載する。

2. 事業再編の内容

- (1) 事業再編に係る事業の内容を記載する。
 - ① 本特例の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。
 - ② 事業の構造の変更と分野又は方式の変更とに分けて事業再編の具体的内容を要約的に記載する。
 - ③ ②の記載中において、次の説明を記載する。
 - イ 当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
 - ロ 当該事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあつては、その解消に資するものであること。
 - ハ 内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
 - ニ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
 - (2) 事業再編を行う場所の住所を記載する。
 - (3) 関係事業者（産業競争力強化法第2条第15項で定める「関係事業者」をいう。以下同じ。）又は外国関係法人（産業競争力強化法第2条第16項で定める「外国関係法人」をいう。以下同じ。）が行う措置を含む場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（以下「食品等持続的供給法」という。）施行規則第2条第2項の関係事業者若しくは同条第3項の外国関係法人であることの説明を記載する。
 - (4) 別表1により、事業再編を実施するための措置の内容については、事業の構造の変更及び分野又は方式の変更ごとに食品等持続的供給法第17条（第3項を除く）において適用する産業競争力強化法第2条第17項に掲げる事業活動に照らして記載する。
 - (5) 別表2により、事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。
 - (6) 別表3により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。なお、登録免許税の軽減措置を希望する場合は、必ず記載すること。
- ### 3. 事業再編の実施時期
- (1) 事業再編の開始時期及び終了時期について、年月をもって記載する。実施期間は、産業競争力強化法施行規則第12条第5項の規定に従い、3年（認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合にあつては、5年）を超えないものとする。
 - (2) 別表4により、毎事業年度の実施予定を記載する。なお、事業の構造の変更だけでなく、分野又は方式の変更の取組内容についても、時期を明示して記載する。最終年度には、分野又は方式の変更の取組の概要及び目標値を記載する。
- ### 4. 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。なお、必要な資金がわずかである場合やほとんどを自己資金でまかなう場合には、記載を簡略化してもよい。
 - (2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表5により記載する。

5. 事業再編に伴う労務に関する事項

- (1) 事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下（5）まで同じ。）
- (2) 事業再編の終了時期の従業員数
- (3) 事業再編に充てる予定の従業員数
- (4) （3）中、新規採用される従業員数
- (5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

6. その他

- (1) 食品等持続的供給法第17条（第3項を除く。）に基づき産業競争力強化法第28条の特例措置の適用を受ける場合にあつては、二以上の事業者が本特例に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を別表6により記載する。
- (2) 食品等持続的供給法第17条（第3項を除く。）に基づき産業競争力強化法第29条の特例措置の適用を受ける場合にあつては、株式の併合の内容を別表7により記載する。
- (3) 食品等持続的供給法第17条（第3項を除く。）に基づき産業競争力強化法第30条の特例措置の適用を受ける場合にあつては、株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容を別表8により記載する。
- (4) 食品等持続的供給法第17条（第3項を除く。）に基づき産業競争力強化法第31条の特例措置（会社法第465条第1項の規定の適用についての特例措置を除く。）の適用を受ける場合にあつては、特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を別表9により記載する。

別表 1

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業再編の要件（産業競争力強化法第2条第17項第1号関係）		
イ 合併		
ロ 会社の分割		
ハ 株式交換		
ニ 株式移転		
ホ 株式交付		
ヘ 事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）		
ト 出資の受入れ		
チ 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
リ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
ヌ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）		
ル 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）		
ヲ 会社又は外国法人の設立又は清算		
ワ 有限責任事業組合に対する出資		
カ 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄		
事業再編の要件（産業競争力強化法第2条第17項第2号関係）		
イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売		

	に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化		
ロ	商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による商品の生産の効率化		
ハ	商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入による商品の販売又は役務の提供の効率化		
ニ	新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入による商品の生産に係る費用低減		

(注)

1. 本特例に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。
2. 実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。
 - (1) 合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。
 - (2) 会社の分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。
 - (3) 株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。
 - (4) 株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。
 - (5) 株式交付については、株式交付をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交付比率及び株式交付期日を記載する。株式交付親会社となる会社及び株式交付子会社となる会社を明らかにすること。
 - (6) 事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。当該事業又は資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
 - (7) 事業又は資産の譲渡については、譲り渡す事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。当該事業又は資産の譲渡が財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
 - (8) 出資の受入れについては、当該出資受入れ前の資本金の額、受入れ額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入れ期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合

を伴う場合にはその併合比率を記載する。

- (9) 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
- (10) 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。
- (11) 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）については、取得する株式等に係る外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式等の総数及び取得後における当該外国法人の発行済株式等に占める取得株式等の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該外国法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載する。
- (12) 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項目において「株式等」という。）の譲渡（当該株式等を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）については、当該外国関係法人における株式等の保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該外国関係法人の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める割合、当該譲渡に係る株式等の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式等を現物配当する場合には、その旨を記載する。
- (13) 会社又は外国法人の設立については、設立する会社又は外国法人の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出资额を記載する。）並びに設立期日を記載する。会社の設立の場合につき、当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。
- (14) 会社又は外国法人の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。
- (15) 有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成17年経済産業省令第74号）第8条第1項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。
- (16) 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、簿価及び除却費用並びに撤去又は廃棄期日をそれぞれ記載する。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合は、その旨を記載する。

別表 2

事業再編に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備投資所要資金額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

(設備投資の概要)

	設備投資の概要
年度	
年度	
年度	

別表 3

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				
3				

(注) 譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表 4

事業再編の実施時期

年度	実施内容
年度	
年度	
年度	

別表 5

事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額						

(注)

1. 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。
2. 産業競争力強化法施行規則第12条第4項に規定する事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表 6

事業再編に伴う二以上の事業者が本特例に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容

<p>① （二以上の事業者が共同して本特例の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合のみ記載） 当該二以上の事業者が本特例に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容</p>	
<p>② （食品等持続的供給法第17条（第3項を除く）において適用する産業競争力強化法第28条第1項若しくは第2項各号に掲げる行為又は第28条第5項の株式等売渡請求（以下別表6において「事業譲渡等」という。）について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合のみ記載） 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容</p>	

(注) ①には、二以上の事業者が共同して本特例の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合に、当該二以上の事業者が本特例に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容を具体的に記載する。

②には、事業譲渡等について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、当該状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を具体的に記載する。

別表 7

事業再編に伴う食品等持続的供給法第17条（第3項を除く）において適用する産業競争力強化法第29条第1項に規定する株式の併合の内容

① 資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容	
② 一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容	

(注) ①には、資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容について、併合比率及び予定の年月日を含め要約的に記載する。

②には、一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容について記載することにより、株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が、当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回ることがないことを明らかにすること。

別表 8

事業再編に伴う食品等持続的供給法第17条（第3項を除く）において適用する産業競争力強化法第30条第1項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容

① （公開買付け（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の2第6項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下別表8において同じ。）の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限	
② （公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権	

の数又はその下限	
③ ①又は②の数の議決権を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合	
④ 食品等持続的供給法第17条（第3項を除く）において適用する産業競争力強化法第30条第1項の規定により発行することが見込まれる株式又は処分することが見込まれる自己株式の数	
⑤ 食品等持続的供給法第17条（第3項を除く）において適用する産業競争力強化法第30条第1項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数	

(注)

1. ①には、公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合に、金融商品取引法第27条の13第4項第1号に規定する条件(外国における公開買付けの方法に相当するものにあつては、これに相当するもの)を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。
2. ②には、公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合に、特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限を記載すること。
3. 公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあつては、公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第4項第1号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあつては、これに相当するもの）を付す旨を③に記載すること。
4. 公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあつては、議決権保有割合が100分の40以上となるように講ずる措置の内容を③に記載すること。
5. ⑤は、特定株式等取得に際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

別表 9

事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程

① 特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程	
② 事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難でない理由	

(注) ①には、金融商品取引所の名称及び上場予定日その他の特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。また、特定剰余金配当に係る会社法第454条第1項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合にあってはその旨、当該場合以外の場合にあってはその旨及びその理由も記載する。

産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）に関する事項
（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第17条第3項関係）

申請者の氏名又は名称： _____

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 特例の活用を希望する食品等事業者ごとに記載すること。

1. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標

(1) エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業の目標

(2) その事業の生産性を相当程度向上させることを示す目標

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容及び実施時期

(1) エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業の内容

① 環境負荷低減事業活動計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る部分に限る。）の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

② エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的内容

(2) エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う場所の住所

(3) エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

(4) エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施時期

① エネルギー利用環境負荷低減事業適応の開始時期及び終了時期

② 毎事業年度の実施予定

--

(5) エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

① 必要な資金の額及び調達方法の概要

--

② 必要な資金の額及び調達方法

--

3. エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

--

4. その他

--

(備考)

- イ. 農林水産大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- ロ. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ハ. 産業競争力強化法施行規則第11条の2第2項及び第3項の書類並びに同条第4項の規定による求めに係る書類を添付すること。

(記載要領)

1. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標

- (1) エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業の目標（エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。また、認定事業適応関連措置（産業競争力強化法第21条の24第1項第1号に規定する行為をいう。以下同じ。）を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる環境負荷低減事業活動計画にあつては、別表1により環境への負荷の低減に関する野心的な目標（事業適応の実施に関する指針（令和3年財務省・経済産業省告示第6号。以下「実施指針」という。）第3項第2号イに規定する目標をいう。以下同じ。）についても記載する。
- (2) その事業の生産性を相当程度向上させることを示す数値目標（実施指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。また、生産工程効率化等設備（産業競争力強化法第2条第13項に規定する設備をいう。以下同じ。）に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち事業所又は事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量が増加する計画を策定する者は、今後、環境負荷の低減を図りながら、生産の拡大により、市場の獲得を目指す旨を記載する。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標（実施指針に規定する目標を用いる。）を記載する。

2. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容及び実施時期

(1) エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業の内容を記載する。

① 環境負荷低減事業活動計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る部分に限る。）の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載する。

② エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、1.(2)に記載する目標の達成に向けた具体的な取組の内容を説明する。また、環境負荷低減事業活動計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る部分に限る。）のうち、連携事業計画（実施指針第1項第2号ロ①(1)(イ)(注3)①に規定する連携事業計画をいう。以下同じ。）を含むものにあつては、当該連携事業計画に係る特定大企業等（同号ロ①(1)(イ)に規定する特定大企業等をいう。以下同じ。）とその連携事業者（同号ロ①(1)(イ)(注3)に規定する連携事業者をいう。以下同じ。）との間の当該連携事業計画等に係る合意の内容など、当該連携事業計画における取組の内容が連携事業（同号ロ①(1)(イ)(注3)に規定する連携事業をいう。）に該当することが明らかとなるよう具体的に記載する。

(2) エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う場所の住所を記載する。

(3) 別表2により、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容について記載する。

(4) エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施時期について記載する。

① エネルギー利用環境負荷低減事業適応の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

② 実施期間は5年を超えないものとする。ただし、認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる環境負荷低減事業活動計画にあつては、10年以上とする。

③ 別表3により、毎事業年度の実施予定を記載する。

(5) エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載する。ただし、認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる環境負荷低減事業活動計画にあつては任意記載事項とする。

① 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

② 必要な資金の額及び調達方法は、別表4により記載する。

3. エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

原則、産業競争力強化法施行規則第11条の2第2項第5号に掲げる書類を添付することで足りるものとする。

4. その他

認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる環境負荷低減事業活動計画にあつては、別表5により必要な事項を記載する。

別表1（環境への負荷の低減に関する野心的な目標）

環境への負荷の低減に関する野心的な目標

目標の設定時期	目標の概要	目標の設定方法

(注) 外部評価機関（産業競争力強化法施行規則第 11 条の 2 第 2 項第 8 号に規定する外部評価機関をいう。以下同じ。）による認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、「目標の設定方法」については、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表 2-1 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容)

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

(1) 事業者及び事業所の概要

中小企業者等、特定大企業等及び連携事業者の該当の有無	設備を導入する事業所の概要		
	事業所の名称	事業所の住所	エネルギー使用量（原油換算）3,000 キロリットル以上の該当の有無

(注)

1. 認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる環境負荷低減事業活動計画については記載を要しない。
2. 「中小企業者等、特定大企業等及び連携事業者の該当の有無」は、いずれかに該当する場合はその「該当する区分」を、該当しない場合は「無」と記載すること。なお、「中小企業者等」とは、租税特別措置法第 10 条の 5 の 5 第 3 項第 1 号に規定する中小事業者又は同法第 42 条の 12 の 6 第 2 項第 1 号に規定する中小企業者をいう。
3. 「エネルギー使用量（原油換算）3,000 キロリットル以上の該当の有無」は、該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

(2) 生産工程効率化等設備の内容

	事業所名	種類	設備等の名称	炭素生産性の向上率 (%)	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)
1							
2							
3							
合計							

(注)

1. 認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる環境負荷低減事業活動計画については記載を要しない。
2. 「種類」は、生産工程効率化等設備の税務上の区分（機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物又は車両及び運搬具）を記載すること。

3. 「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。
4. 「炭素生産性の向上率」は、生産工程効率化等設備に関する命令（令和3年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号）に基づき、計算した値を記載すること。ただし、設備が車両（列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。）の場合にあっては、併せて鉄道業の事業適応の実施に関する指針（令和6年国土交通省告示第289号）第4号に規定する「エネルギー利用環境負荷低減事業適応についての要件」に基づき、計算した値を記載すること。なお、設備の導入前は、基準年度（実施指針に規定する基準年度を用いる。）の値とし、設備の導入後は、設備を導入する年度の値とする。ただし、設備を導入する年度については、設備の導入時期が年度途中であること等により、当該設備を導入する年度において十分な炭素生産性の向上効果が現れないことが見込まれる場合にあっては、その翌年度とすることができる。

別表2-2（認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容）

認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容

--

（注）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための投資計画について要約的に記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表3（エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施時期）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

（注）

1. 計画の実施期間に応じて年度ごとに記載する。
2. 認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる環境負荷低減事業活動計画にあっては、環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略についても記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表4 (エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法)

エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

費用 \ 調達方法	政府関係 金融機関 からの 借入れ	民間金融 機関等か らの 借入れ	自己 資金	その他	合計	備考
エネルギー利用環境負 荷低減事業適応の実施 に必要な資金の額						

(注)

1. 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
2. 認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

別表5 (認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる環境負荷低減事業活動計画におけるその他の事項)

認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる環境負荷低減事業活動計画におけるその他の事項

- (1) 環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略の実効性を担保するための管理体制

- (2) 自社の事業活動における気候変動の重要性

(注) 外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

食料システム構築計画のみなし措置に関する事項

1 対象品目とそのニーズに関する分析

品目	ニーズに関する分析

注：記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 食品等事業者と農業者等の連携者（承認規程第2に定める「連携者」をいう。以下同じ。）が協働で安定的な農産物の生産・供給に取り組むに当たっての現状と課題

（※食品等事業者及び連携者が実施している3つの機能について記載が必須）

機能	現状と課題
(1) 農産物の生産安定・効率化機能	
(2) 農産物の供給調整機能	
(3) 実需者ニーズ対応機能	

3 実施する取組内容（※1つ以上の機能の具備・強化が必須）

機能	取組
(1) 農産物の生産安定・効率化機能	
(2) 農産物の供給調整機能	
(3) 実需者ニーズ対応機能	

4 生産者・産地の生産活動の安定・効率化に資する効果

--

(添付資料)

食料システム構築計画に係る承認規程別紙様式第2号-1

食料システム構築計画のみなし措置に係る連携者に関する事項

1. 連携者の概要

<p>① 氏名： (法人その他の団体の場合はその名称及び代表者の氏名：)</p> <p>② 法人番号（法人の場合）：</p> <p>③ 住所 (申請者が法人その他の団体の場合には、主たる事務所の所在地：)</p> <p>④ 連絡先： ・ 電話番号： ・ E-mail： ・ 担当者の氏名：</p>
<p>⑤ 実績 ・ 設立年： ・ 事業内容： ・ 所有施設、所有機械： ・ 取扱品目、量： ・ 主な取引先： 等、活動実績について記載すること。</p>

注1 連携者が複数名の場合は、適宜行を追加すること。

2 連携者との合意が確認できるもの（総会の議事録等）を添付すること。

3 定款（規約）、直近2ヶ年の経営状況（経営収支）がわかる資料を添付すること。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

事業所管大臣 殿

農林水産大臣 又は 地方農政局長等

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第6条第5項、第8条第5項、第9条第5項及び第10条第5項の認定の申請について（通知） ※

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第6条第2項第2号、第8条第2項第2号、第9条第2項第2号及び第10条第2項第2号に掲げる事項として〇〇〇〇〇〇が記載された安定取引関係確立事業活動計画等について、別添写しのとおり認定の申請があったため、第6条第6項（第7条第3項（第8条第7項、第9条第8項及び第10条第7項において準用する場合を含む。）、第8条第6項、第9条第7項及び第10条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知する。

※ 安定取引関係確立事業活動計画等の変更に係る認定の申請の場合には、安定取引関係確立事業活動計画等の変更に係る認定の申請の通知書として扱う。

（備考）

別添として、本通知に係る、安定取引関係確立事業活動計画等に係る認定申請書、安定取引関係確立事業活動計画等及びその添付書類の写しを添付すること。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

事業所管大臣 又は 地方支分部局の長 殿

農林水産大臣 又は 地方農政局長等

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第6条第4項第1号イ、第8条第4項第1号イ、第9条第4項第1号イ又は第10条第4項第1号イに規定する事項について（協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった安定取引関係確立事業活動計画等の認定又は変更の認定に関し、当該計画に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第6条第4項第1号イ、第8条第4項第1号イ、第9条第4項第1号イ又は第10条第4項第1号イに定める事項が含まれているため、同法第6条第8項（第7条第3項（第8条第7項、第9条第8項及び第10条第7項において準用する場合を含む。）、第8条第6項、第9条第7項及び第10条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いする。

記

申請者

住所：

氏名：

（備考）

別添として、本協議に係る、安定取引関係確立事業活動計画等に係る認定申請書、安定取引関係確立事業活動計画等及びその添付書類の写しを添付すること。

別記様式第5号

番 号
年 月 日

事業所管大臣 又は 地方支分部局の長 殿

農林水産大臣

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第6条第4項第1号ハ、第8条第4項第1号ハ、第9条第4項第1号ニ又は第10条第4項第1ハに規定する事項について（協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった安定取引関係確立事業活動計画等の認定又は変更の認定に関し、当該計画に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第6条第4項第1号ハ、第8条第4項第1号ハ、第9条第4項第1号ニ又は第10条第4項第1ハに定める事項が含まれているため、同法第6条第9項（第7条第3項（第8条第7項、第9条第8項及び第10条第7項において準用する場合を含む。）、第8条第6項、第9条第7項及び第10条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いする。

記

申請者

住所：

氏名：

（備考）

別添として、本協議に係る、安定取引関係確立事業活動計画等に係る認定申請書、安定取引関係確立事業活動計画等及びその添付書類の写しを添付すること。

別記様式第6号

番 号
年 月 日

事業所管大臣 又は 地方支分部局の長 殿

農林水産大臣

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第9条第4項第1号ハに規定する事項について（協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった環境負荷低減事業活動計画の認定又は変更の認定に関し、当該計画に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第9条第4項第1号ハに定める事項が含まれているため、同条第6項（同条第8項において準用する第7条第3項に規定する変更の認定をしようとする場合を含む。）の規定に基づき、協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いする。

記

申請者

住所：

氏名：

（備考）

別添として、本協議に係る、安定取引関係確立事業活動計画等に係る認定申請書、安定取引関係確立事業活動計画等及びその添付書類の写しを添付すること。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣 又は 地方農政局長等

安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画

に係る認定通知書 ※

年 月 日付で認定の申請のあった

安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画

については、

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第6条第5項（第7条第3項（第8条第7項、第9条第8項及び第10条第7項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第8条第5項、第9条第5項又は第10条第5項の規定に基づき、認定します。

※ 安定取引関係確立事業活動計画等の変更に係る認定の場合には、安定取引関係確立事業活動計画等の変更に係る認定通知書として扱う。

(備考)

別添として、本通知に係る、事業活動計画に係る認定申請書及び事業活動計画の写しを添付すること。

別記様式第8号

番 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長 殿

農林水産大臣

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第6条第4項第1号ロ、同項第2号、第8条第4項第1号ロ、同項第2号、第9条第4項第1号ロ、同項第2号、第10条第4項第1号ロ又は同項第2号に掲げる事項について（通知） ※

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第6条第4項第1号ロ、同項第2号、第8条第4項第1号ロ、同項第2号、第9条第4項第1号ロ、同項第2号、第10条第4項第1号ロ又は同項第2号に掲げる事項が記載された安定取引関係確立事業活動計画等について、別添写しのとおり当該計画等を認定したため、同法第6条第10項（第7条第3項（第8条第7項、第9条第8項及び第10条第7項において準用する場合を含む。）、第8条第6項、第9条第7項及び第10条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その旨通知する。

※ 安定取引関係確立事業活動計画等の変更に係る認定の場合には、安定取引関係確立事業活動計画等の変更に係る認定の通知書として扱う。

（備考）

別添として、別記様式第7号、認定安定取引関係確立事業活動計画等の写しを添付すること。

殿

農林水産大臣 又は 地方農政局長等

安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画

に係る不認定通知書

年 月 日付けで認定又は変更の認定の申請のあった

安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画

については、下記の理由により、認定をしない

ものとしします。

記

認定をしない理由

(備考)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 10 号の 1

認定安定取引関係確立事業活動計画等における産業競争力強化法の特例 (事業再編関係) に関する内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定安定取引関係確立事業活動計画等の事業者の名称
3. 認定安定取引関係確立事業活動計画等における事業再編の目標
4. 事業再編の内容
5. 事業再編の実施時期
6. 事業再編に伴う労務に関する事項
7. その他

(記載要領)

- (1) 認定安定取引関係確立事業活動計画等の事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
- (2) 当該認定安定取引関係確立事業活動計画等の内容に公表することが適当でない事項が含まれている場合には、当該事項に代えて、公表しない旨及びその理由を記載することができる。

別記様式第 10 号の 2

認定環境負荷低減事業活動計画における産業競争力強化法の特例
(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係) に関する内容の公表

1. 環境負荷低減事業活動計画の認定の日付
2. 認定環境負荷低減事業活動計画の事業者の名称
3. 認定環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

環境負荷低減事業活動計画の事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

別記様式第 10 号の 3

変更後の認定安定取引関係確立事業活動計画等における産業競争力強化法の特例 (事業再編関係) に関する内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定安定取引関係確立事業活動計画等の事業者の名称
3. 変更事項
4. 変更事項の内容

(記載要領)

- (1) 認定安定取引関係確立事業活動計画等の事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
- (2) 当該認定安定取引関係確立事業活動計画等の内容に公表することが適当でない事項が含まれている場合には、当該事項に代えて、公表しない旨及びその理由を記載することができる。

別記様式第 10 号の 4

変更後の認定環境負荷低減事業活動計画における産業競争力強化法の特例
(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係)に関する内容の公表

1. 環境負荷低減事業活動計画の変更認定をした日付
2. 変更後の認定環境負荷低減事業活動計画の事業者の名称
3. 変更後の認定環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

認定環境負荷低減事業活動計画の事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

別記様式第 10 号の 5

産業競争力強化法第23条第 1 項の認定があったものとみなされた 認定安定取引関係確立事業活動計画等の認定取消しの公表

1. 安定取引関係確立事業活動計画等の認定取消しの年月日
2. 安定取引関係確立事業活動計画等の認定を取り消された事業者名
3. 安定取引関係確立事業活動計画等の認定取消しの理由

(記載要領)

安定取引関係確立事業活動計画等の認定取消しの理由

- (1) 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第 7 条第 2 項（第 8 条第 7 項、第 9 条第 8 項又は第 10 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による当該認定安定取引関係確立事業活動計画等の認定取消しが産業競争力強化法第 24 条第 2 項及び第 3 項の規定によるものである場合に記載するものとする。その際、産業競争力強化法第 24 条第 2 項及び第 3 項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
- (2) 事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
- (3) 当該認定安定取引関係確立事業活動計画等の内容に公表することが適当でない事項が含まれている場合には、当該事項に代えて、公表しない旨及びその理由を記載することができる。

別記様式第 10 号の 6

産業競争力強化法第 21 条の 22 第 1 項の認定があったものとみなされた 認定環境負荷低減事業活動計画の認定取消しの公表

1. 環境負荷低減事業活動計画の認定取消しをした日付
2. 認定を取り消された環境負荷低減事業活動計画の事業者の名称
3. 環境負荷低減事業活動計画の認定取消しの理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第 7 条第 2 項（第 8 条第 7 項、第 9 条第 8 項又は第 10 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による当該認定安定取引関係確立事業活動計画等の認定取消しが産業競争力強化法第 21 条の 23 第 2 項及び第 3 項の規定によるものである場合に記載するものとする。その際、認定取消しの理由を具体的に記載する。
2. 環境負荷低減事業活動計画の事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

別記様式第 10 号の 7

認定安定取引関係確立事業活動計画等における産業競争力強化法の特例 (事業再編関係) に関する実施状況の概要の公表

1. 安定取引関係確立事業活動計画等の認定の日付
2. 認定安定取引関係確立事業活動計画等の事業者の名称
3. 認定安定取引関係確立事業活動計画等における事業再編の実施期間
4. 認定安定取引関係確立事業活動計画等における事業再編に係る事業の達成状況等
5. 認定安定取引関係確立事業活動計画等における事業再編に伴う労務に関する事項

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

認定安定取引関係確立事業者等の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

別記様式第 10 号の 8

認定環境負荷低減事業活動計画における産業競争力強化法の特例
(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係) に関する (中間) 実施状況の概要の公表

1. 環境負荷低減事業活動計画の認定の日付
2. 認定環境負荷低減事業活動計画の事業者の名称
3. 認定環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施期間
4. 認定環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施状況

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 認定環境負荷低減事業活動計画の事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
2. 認定環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施状況は、この公表の時までに実施されたエネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業の達成状況及び数値目標の達成状況 (認定環境負荷低減事業活動計画に記載したものをを用いる。) を記載する。

別記様式第 11 号

- 安定取引関係確立事業活動計画
 - 流通合理化事業活動計画
 - 環境負荷低減事業活動計画
 - 消費者選択支援事業活動計画
- の変更に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた

安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画

について、下記のとおり変更したいので、食品等の

持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 7 条第 1 項（第 8 条第 7 項、第 9 条第 8 項及び第 10 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、変更の認定を申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、申請する事業活動計画の代表者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 共同で認定を受けた事業活動計画の変更に係る認定を申請する場合には、申請者欄に各申請者の住所及び氏名（申請者が法人その他の団体の場合には「主たる事務所の所在地」及び「名称及び代表者の氏名」）を連記すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 5 必要書類を添付すること。

記

1 変更事項の内容

事業活動計画	新	旧
〇〇〇〇		

注 安定取引関係確立事業活動計画等のうち複数の事業活動に関する計画の認定を受けており、複数の計画の変更内容を記載する場合は、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 変更事項に関連する特例措置

- 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）
- 研究機構の設備等の供用及び協力
- 株式会社日本政策金融公庫の長期・低利の資金（食品等持続的供給促進資金）の貸付け
- 株式会社日本政策金融公庫のスタンバイ・クレジット
- 食品等持続的供給推進機構による債務保証
- 産業競争力強化法の特例（事業再編関係）
- 産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）

注：関連する特例措置にチェック（レ）を付けること。

3 変更の理由

4 変更日

別記様式第 12 号

- 安定取引関係確立事業活動計画
- 流通合理化事業活動計画
- 環境負荷低減事業活動計画
- 消費者選択支援事業活動計画 の実施状況報告書 (年度)

年 月 日

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた

安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画

の実施状況について、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 21 条の規定に基づき、 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 安定取引関係確立事業活動等の実施内容に関する状況

〇〇〇〇事業活動						
計画						
実績						
目標値	事業実施前 (年度)	1 年目 (年度)	2 年目 (年度)	3 年目 (年度)	4 年目 (年度)	5 年目 (年度)
○	○	○(○%)				

注 1 目標値の欄の(○%)の欄には事業実施前からの伸び率を記載すること。

2 安定取引関係確立事業活動計画等のうち複数の事業活動に関する計画の認定を受けている場合は、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 農林水産物の取扱量及び取扱額の実績

品目	取 扱 量 (kg、%)					
	事業実施前 (年度)	1 年目 (年度)	2 年目 (年度)	3 年目 (年度)	4 年目 (年度)	5 年目(最終) (年度)
	○kg	○kg(○%)				

品目	取 扱 額 (千円、%)					
	事業実施前 (年度)	1 年目 (年度)	2 年目 (年度)	3 年目 (年度)	4 年目 (年度)	5 年目(最終) (年度)
	○千円	○千円(○%)				

- 注 1 認定申請時の認定申請書に別記様式第 2 号別添 3、別添 4 を添付した者のみ記載すること。
 2 最終年度には(最終)と記すこと。
 3 (○%) の欄には事業実施前からの伸び率を記載すること。

3 計画時から調達先を追加した場合の調達先の概要

品目	期間	生産地名	地域の農林水産物の調達先となる農林漁業者等	
			氏名又は名称	住所又は事務所の所在地

- 注 1 食品等持続的供給促進資金のうち食品産業・農林漁業連携型事業を活用した者で、該当する場合のみ記載すること。
 2 農林漁業者との契約書、直近の伝票等を添付すること。

4 生産性向上の目標に関する状況

--

- 注 食品等持続的供給促進資金のうち食品産業生産性向上型事業を活用した者のみ記載すること。

5 計画時から調達先を追加した場合の調達先の概要

品目	生産地名

- 注 食品等持続的供給促進資金のうち食品産業生産性向上型事業を活用した者で、該当する場合のみ記載すること。

6 計画と実績が異なる場合の理由

〇〇〇〇事業活動

注 安定取引関係確立事業活動計画等のうち複数の事業活動に関する計画の認定を受けている場合は、欄を繰り返し設けて記載すること。

7 確認事項

<input type="checkbox"/>	本報告の内容を関係する各機関に対し、農林水産省から提供することに同意していること
--------------------------	------------------------------------------

(備考)

- 1 「申請者」には、申請する事業活動計画の代表者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 共同で認定を受けた事業活動計画の実施状況を報告する場合には、申請者欄に各申請者の住所及び氏名（申請者が法人その他の団体の場合には「主たる事務所の所在地」及び「名称及び代表者の氏名」）を連記すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 必要書類を添付すること。
- 6 計画時から調達先を追加した場合の農林漁業者との契約書、直近の伝票等を添付すること。ただし、申請時に記載した農林漁業者との取引や資本関係を解消し、調達先を完全に切り替える場合には、計画変更を要する。

別記様式第 13 号

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣 又は 地方農政局長等

〔 安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画 〕 に係る認定取消通知書

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定した

〔 安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画 〕 については、食品等の持続的な供給を実現するため

の食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 7 条第 2 項（第 8 条第 7 項、第 9 条第 8 項及び第 10 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 14 号

番 号
年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長 殿

農林水産大臣

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第 6 条第 4 項第 1 号ロ、同項第 2 号、第 8 条第 4 項第 1 号ロ、同項第 2 号、第 9 条第 4 項第 1 号ロ、同項第 2 号、第 10 条第 4 項第 1 号ロ又は同項第 2 号に掲げる事項について（認定の取消しに係る通知）

令和〇年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定した安定取引関係確立事業活動計画等について、別添写しのとおり、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 7 条第 2 項（第 8 条第 7 項、第 9 条第 8 項及び第 10 条第 7 項において準用する場合を含む。）に基づき当該計画等の認定を取り消したため、同法第 7 条第 3 項（第 8 条第 7 項、第 9 条第 8 項及び第 10 条第 7 項において準用する場合を含む。）において準用する第 6 条第 10 項の規定に基づき、その旨通知する。

（備考）

別添として、別記様式第 13 号の写しを添付すること。

別記様式第 15 号

- 安定取引関係確立事業活動計画
- 流通合理化事業活動計画
- 環境負荷低減事業活動計画
- 消費者選択支援事業活動計画 の認定取消しに係る申出書

年 月 日

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた

安定取引関係確立事業活動計画 流通合理化事業活動計画 環境負荷低減事業活動計画 消費者選択支援事業活動計画	について、下記の理由によりその認定の取消しを
----------------------------------------------------------------	------------------------

申し出ます。

(備考)

- 1 「申請者」には、申請する事業活動計画の代表者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 共同で認定を受けた事業活動計画の変更に係る認定を申請する場合には、申請者欄に各申請者の住所及び氏名（申請者が法人その他の団体の場合には「主たる事務所の所在地」及び「名称及び代表者の氏名」）を連記すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 5 必要書類を添付すること。

記

認定の取消しを申し出る理由

別記様式第 16 号

連携支援計画に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿

申請者

住 所

氏 名

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、別記の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、連携支援計画の代表者*を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

※ 2 以上の支援機関が共同で連携支援計画の認定を申請する場合には、代表者を 1 名定めて申請を行う他、連名で申請を行うことも可能とする。

（提出する書面の目録）

【計画全体に係る書面】（必須）

別記様式第 17 号 連携支援計画

【特例を活用する各々の者に係る書面】

- （別添 1）連携支援事業に必要な資金の額及びその調達方法
- （別添 2）設備等の導入又は施設の整備に関する事項
- （別添 3）財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（補助金等交付財産の活用に関する事項）

【その他の添付書類】

- （法人（地方公共団体を除く）の場合）定款又はこれに代わる書面
- （法人でない団体の場合）規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

連携支援計画

1 連携支援事業の目標

--

2 連携支援事業の内容及び実施時期

(1) 連携支援事業の内容

--

(2) 連携支援事業の実施時期

実施時期： 年 月 ～ 年 月（目標年度）

3 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項

(1) 連携支援事業を共同で実施する支援機関の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びに当該機関の役割

	当該連携支援事業を実施する支援機関の ①名称、②住所、③代表者名	④当該連携支援事業における役割
1	別記様式第 16 号「申請者」欄に記載のとおり。	
2		
3		

注 1 連携支援計画を申請する代表者に加え、連携支援計画を共同で行う全ての支援機関の名称及び住所並びに代表者名並びに当該機関の役割を記載すること。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

(2) 連携支援事業を共同で実施する支援機関の相互の提携又は連絡に関する事項

--

4 特例措置の活用の有無

活用を希望する特例措置にチェックすること。

<input type="checkbox"/>	食品等持続的供給推進機構による債務保証	別添1及び 別添2*
<input type="checkbox"/>	財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（補助金等交付財産の活用に関する事項）	別添3

注1 計画に参加する者が活用する全ての特例措置にチェックすること。

2 特例措置の活用を希望する者ごとに該当する書類を添付すること。

3 設備等の導入又は施設の整備を行う場合は、別添2（※）を添付すること。

5 確認事項

<input type="checkbox"/>	本計画に参加する支援機関が、各々で連携支援事業を実施すること
<input type="checkbox"/>	計画内の営業秘密に関する検討を行い、保護すべき営業秘密がある場合は、「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」（令和4年3月農林水産省策定）に準拠した取組を行うこと
<input type="checkbox"/>	特例の活用を希望する場合に、特例に係る各機関に対し、認定を受けた本計画の内容を、農林水産省から提供することに同意していること
<input type="checkbox"/>	認定を受けた本計画の概要を農林水産省のホームページにおいて公表することに同意していること

(2) 連携支援事業に係る施設の整備を行う時期

番号	整備を行う時期
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

注 「番号」の欄は、(1)の番号と対応するように記載すること。

(備考)

1に記載した場合は設備等の規模・能力・形式等がわかる資料、2に記載した場合は施設の規模及び構造を明らかにした図面を添付すること。

財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（補助金等交付財産の活用に関する事項）
（法第11条第3項関係）

補助金等適正化法の特例の対象として申請する補助金等交付財産について、補助金等交付行政機関、補助金等の名称を記載すること。

1 補助金等交付財産について

申請する補助金等交付財産の 名称	補助金等交付行政機 関名	補助金等の名称	補助年度

2 申請する補助金等交付財産は、当初の補助金等においてどのような目的・使い道として取得したものか。

3 申請する補助金等交付財産は、転用して何のためにどのように用いるのか。

注1 当該連携支援事業を行おうとする支援機関が転用しようとする補助金等交付財産に関する補助金等を交付した各行政機関の補助金等交付財産の転用に係る申請書を添付すること。また、必要に応じ図面や写真を添付するなど、資料により補助金等交付財産の現状が分かるようにすること。

2 支援機関は補助金等を交付した各行政機関から追加的に資料を求められることがある点に留意すること。

別記様式第 18 号

番 号
年 月 日

行政機関の長 殿

農林水産大臣

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進
及び食品等の取引の適正化に関する法律第 11 条第 3 項に規定する事項について（協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった連携支援計画の
認定又は変更の認定に関し、同計画に記載された事項に食品等の持続的な供給を実現するた
めの食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年
法律第 59 号）第 11 条第 3 項に掲げる事項が含まれているため、同条第 4 項（第 12 条第 3
項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協議する。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条
件を回答書に付記するようお願いする。

記

申請者

住所：

氏名：

（備考）

別添として、本協議に係る、連携支援計画に係る認定申請書、連携支援計画及びその添付書類の写し
を添付すること。

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣 又は 地方農政局長等

連携支援計画に係る認定通知書

年 月 日付けで申請のあった連携支援計画については、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第11条第4項(第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、認定します。

(備考)

別添として、本通知に係る、連携支援計画に係る認定申請書及び連携支援計画の写しを添付すること。

殿

農林水産大臣 又は 地方農政局長等

連携支援計画に係る不認定通知書

年 月 日付けで認定又は変更の認定の申請のあった連携支援計画については、下記の理由により、認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

(備考)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 21 号

連携支援計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた連携支援計画について、下記のとおり変更したいので、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第12条第1項の規定に基づき、変更の認定を申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、連携支援計画の代表者※を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※ 2以上の支援機関が共同で連携支援計画の認定を申請する場合には、代表者を1名定めて申請を行う他、連名で申請を行うことも可能とする。

記

1 変更事項の内容

新	旧

2 変更の理由

3 変更日

4 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、変更のないもの）

別記様式第 22 号

連携支援計画の実施状況報告書（ 年度）

年 月 日

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿

申請者

住 所

氏 名

年 月 日 付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた連携支援計画に従い実施している連携支援事業について、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）第 21 条の規定に基づき、 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 連携支援事業の目標の達成状況

--

2 実施した連携支援事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容

--

3 確認事項

<input type="checkbox"/>	本報告の内容を関係する各機関に対し、農林水産省から提供することに同意していること
--------------------------	------------------------------------------

(備考)

- 「申請者」には、連携支援計画の代表者もしくは連記した者を記載すること。
- 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

殿

農林水産大臣 又は 地方農政局長等

連携支援計画に係る認定取消通知書

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定した連携支援計画については、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第12条第2項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 24 号

連携支援計画の認定取消しに係る申出書

年 月 日

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付け〇〇〇〇第〇〇号で認定を受けた連携支援計画について、下記の理由によりその認定の取消しを申し出ます。

記

認定の取消しを申し出る理由

(備考)

- 1 「申請者」には、連携支援計画の代表者もしくは連記した者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 25 号の 1

事業承継等状況報告書（各年度・〇回目）

年 月 日

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿

住 所
名 称

年 月 日付けで中小企業等経営強化法第 17 条第 1 項の認定を受けたものとみなされ

た、

〔	安定取引関係確立事業活動計画	〕における中小企業等経営強化法の特例（経営力向上
	流通合理化事業活動計画	
	環境負荷低減事業活動計画	
	消費者選択支援事業活動計画	

関係）に関する実施状況を下記のとおり報告します。

1. 事業承継等（M&A）を行った事業の状況

2. 継続雇用者の状況

別記様式第 25 号の 2

事業承継等状況報告書（最終年度・〇回目）

年 月 日

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿

住 所
名 称

年 月 日付けで中小企業等経営強化法第 17 条第 1 項の認定を受けたものとみなされ
た、
〔 安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画 〕
における中小企業等経営強化法の特例（経営力向上
関係）に関する実施状況を下記のとおり報告します。

1. 事業承継等（M&A）を行った事業の状況

2. 継続雇用者の状況

3. 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標の達成状況

指標の種類	A 開始時の実績 (数値)	B 終了時の実績 (数値)	参考：終了時の 目標 (数値)	伸び率 ((B - A) / A) (%)

4. 修正 ROA 又は有形固定資産回転率の達成状況

(中小企業経営強化税制 D 類型を活用した場合のみ)

指標の種類	A 開始時の実績 (数値)	B 終了時の実績 (数値)	参考：終了時の 目標 (数値)	伸び幅 (B-A) 又 は伸び率((B - A) / A) (%)

別記様式第 25 号の 3

認定安定取引関係確立事業活動計画等における 中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）に関する 事業の承継報告書（及び事業承継等事前調査報告書）

年 月 日

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

年 月 日付けで中小企業等経営強化法第 17 条第 1 項の認定を受けたものとみなされた、

安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画

における中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）に

関する事項の内容に従って事業を承継したことを、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第 21 条の規定に基づき報告します。

記

- ・実施した経営力向上の内容
- ・（事業承継等事前調査を実施した場合、）実施した事業承継等事前調査の内容

（備考）

- イ．用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- ロ．経営力向上に関する命令（平成 28 年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）第 4 条第 1 項各号に掲げる書類を添付すること。

（記載要領）

実施した経営力向上の内容については、事業承継等の概要及びその実施時期を記載する。

実施した事業承継等事前調査の内容については、当該調査の内容について記載し、調査の内容を補足する書類を添付する。

別記様式第 25 号の 4

認定安定取引関係確立事業活動計画等における
中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）に関する
事業の承継及び事業承継等事前調査報告書

年 月 日

農林水産大臣 又は 地方農政局長等 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

年 月 日付けで中小企業等経営強化法第 17 条第 1 項の認定を受けたものとみなされた、

安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画

における中小企業等経営強化法の特例（経営力向上関係）に

関する事項の内容に従って事業を承継したこと及び事業承継等事前調査を実施したことを、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第 21 条の規定に基づき報告します。

記

- ・実施した経営力向上の内容
- ・実施した事業承継等事前調査の内容
- ・表明保証保険契約（他の会社の株式又は持分の取得に基因し、又は関連して生ずる損害を填補する保険に係る契約）の締結（有/無）

（当該契約を締結している場合）

- ・支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）は 5 億円以下である（）

（備考）

- イ．用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- ロ．経営力向上に関する命令（平成 28 年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）第 5 条第 1 項各号に掲げる書類を添付すること。

(記載要領)

実施した経営力向上の内容については、事業承継等の概要及びその実施時期を記載する。

実施した事業承継等事前調査の内容については、当該調査の内容について記載し、調査の内容を補足する書類を添付する。

表明保証保険契約の締結については、締結の有無について記載し、締結をしている場合には、支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）を証する書類を添付する。

別記様式第25号の5

年度における認定安定取引関係確立事業計画等における産業競争力強化法の特例 (事業再編関係) に関する実施状況報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
名称
代表者の氏名

年 月 日付けで産業競争力強化法第23条第1項の認定を受けたものとみなされた

〔 安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画 〕 における、産業競争力強化法の特例（事業再編関係）に

関する 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業再編に係る目標の達成状況

(1) 事業再編に係る目標の達成状況

--

(2) 生産性の向上を示す数値の達成状況（別記様式第2号別添7に記載した指標を用いる。）

--

(3) 財務内容の健全性の向上を示す数値（別記様式第2号別添7に記載した指標を用いる。）

--

2. 実施した事業再編に係る内容及び適用を受けた支援措置の内容

※2については、次の別表により、安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けた事業者及び関係事業者又は外国関係法人が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。記載においては、必要に応じ、以下の内容も記載すること。

イ. 指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。

また、安定取引関係確立事業活動計画等における事業再編関係においては、設備投資額が指定金融機関からの融資額よりも金額が少ない場合にはその理由も併せて記載する。

ロ. 中小企業投資育成株式会社による出資等を受けた場合には、その旨を記載する。

ハ. 株式会社日本政策金融公庫から融資を受けた場合には、その金額を記載する。

3. 事業再編に伴う労務に関する事項

※3については、計画と実績を対比させて記載する。なお、(3)、(4)及び(5)については、最終年度の報告において、安定取引関係確立事業活動計画等における事業再編関係に係る期間全体の数値も報告する。

- (1) 安定取引関係確立事業活動計画等における、事業再編関係の開始時期の従業員数
- (2) 当該事業年度末の従業員数
- (3) 当該事業年度中、安定取引関係確立事業活動計画等における、事業再編関係に充てた従業員数
- (4) (3)のうち、新規採用された従業員数
- (5) 安定取引関係確立事業活動計画等における、事業再編関係に伴い当該事業年度中に出向し、又は解雇された従業員数

別表

実施した事業再編に係る内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第 25 号の 6

年度（第 1 四半期・第 2 四半期・第 3 四半期・第 4 四半期）における
認定安定取引関係確立事業計画等の産業競争力強化法の特例（事業再編関係）の
四半期実施状況報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

法人番号
住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで産業競争力強化法第23条第 1 項の認定を受けたものとみなされた

（安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画）

における、産業競争力強化法の特例（事業再編関係）に

関する 年度（第 1 四半期・第 2 四半期・第 3 四半期・第 4 四半期）の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 売上の推移
2. 有利子負債残高の推移

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

1. 及び 2. については、総額、前年同期比及び認定安定取引関係確立事業活動計画等における産業競争力強化法の特例（事業再編関係）に関連する再建計画との比較について記載する。

別記様式第 25 号の 7

年度における認定安定取引関係確立事業計画等における産業競争力強化法の特例
(事業再編関係) の適時実施状況報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

法人番号
住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで産業競争力強化法第23条第 1 項の認定を受けたものとみなされた

安定取引関係確立事業活動計画
流通合理化事業活動計画
環境負荷低減事業活動計画
消費者選択支援事業活動計画

の実施に当たり、下記の事項が発生したため報告します。

記

発生した事項

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

産業競争力強化法施行規則第48条第 5 項各号に掲げる事項に照らして記載する。

別記様式第 25 号の 8

年度における認定環境負荷低減事業活動計画における
産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）に関する
実施状況報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

法 人 番 号
住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで産業競争力強化法第21条の22第 1 項の認定を受けたものとみなされた環境負荷低減事業活動計画における、産業競争力強化法の特例（エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係）に関する 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標の達成状況

(1) 環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業の目標の達成状況

(2) 生産性を相当程度向上させることを示す目標の達成状況

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

2. 実施した環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容及び適用を受けた支援措置（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係るものに限る。）の内容

3. その他

(備考)

1. 申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標の達成状況
 - (1) 環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
 - (2) 生産性を相当程度向上させることを示す目標の達成状況(認定環境負荷低減事業活動計画のうち産業競争力強化法(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係)に関する事項に記載した指標を用いる。)を記載する。
 - (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況(認定環境負荷低減事業活動計画のうち産業競争力強化法(エネルギー利用環境負荷低減事業適応関係)に関する事項に記載した指標を用いる。)を記載する。
2. 実施した環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容及び適用を受けた当該事業適応に係る支援措置の内容については、別表により計画と実績を対比させて記載する。
 - (1) 指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。
 - (2) 租税特別措置法に基づく課税の特例措置の適用を受けた場合において、産業競争力強化法施行規則第51条第1項又は第2項の規定に基づき、同規則第48条第1項の規定による報告に併せて課税の特例に関する報告をするときは、その内容を記載する。

なお、準備金方式による特別償却を行ったときは、特別償却準備金を積み立てた旨及びその積立額(損金に算入した額)を記載すること。また、特別償却不足額がある場合において当該特別償却不足額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額を損金に算入したときはその額を、又は準備金方式による特別償却を行った際にその積立額が特別償却限度額に満たない場合において当該特別償却限度額と積立額の差額の範囲内で特別償却準備金を積み立てたときは特別償却準備金を積み立てた旨及びその積立額(損金に算入した額)を記載する。
3. その他特筆すべき事項を記載する。

別表

実施した環境負荷低減事業活動計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容及び適用を受けた支援措置(エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係るものに限る。)の内容

区分	計画	実績
実施内容等		